

平成29年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

平成29年3月15日

京都府相楽郡笠置町議会

平成29年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	平成29年3月15日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成29年3月15日 9時35分			議長	杉岡義信	
	散 会	平成29年3月15日 17時45分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
	建設産業 課 長	市田精志	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署 名 議 員	3 番	向 出 健		4 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 した 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成29年第1回笠置町議会会議録

平成29年3月8日～平成29年3月22日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

平成29年3月15日 午前9時35分開議

- 第1 議案第12号 平成29年度笠置町一般会計予算の件
- 第2 議案第13号 平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第3 議案第14号 平成29年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第4 議案第15号 平成29年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第5 議案第16号 平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時35分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成29年3月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第12号、平成29年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第12号、平成29年度笠置町一般会計予算について提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ13億6,800万円で、平成28年度と比較して1億1,340万円、9.0%の増となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金では社会資本整備総合交付金で9,942万円など1億2,938万3,000円、府支出金では笠置駅周辺整備に充当となる駅再生プロジェクト推進事業費補助金1,000万円や平成29年度から交付されました豊かな森を育てる府民税市町村交付金135万1,000円など7,772万4,000円を計上していますが、財源不足を補填するため、財政調整基金を6,600万円繰り入れることとしております。

歳出の主なものは、庁舎の耐震診断の委託料として646万3,000円、JR笠置駅周辺整備にかかわる事業費が総額2,050万円、笠置山線改良事業が4,500万円、町営住宅の耐震診断やバリアフリー化事業などに総額2,300万円などを計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第12号、平成29年度笠置町一般会計予算の件を説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と議会費及び総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

今回の当初予算につきましては、前年度と比較いたしまして1億1,340万円、約9%の増となっております。総額は13億6,800万円となっております。

それでは、歳入から説明させていただきます。12ページをお願いいたします。

1款町税は総額1億5,621万9,000円で、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

1項町民税、1目個人住民税は、現年度では課税対象者の減により前年度より82万7,000円減額の4,909万6,000円、2目法人税では61万4,000円減の531万円を見込んでおります。

2項固定資産税は、前年度から114万3,000円増の8,441万5,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税は前年度より6万5,000円増の409万8,000円を、その下、4項町たばこ税におきましては30万4,000円増額の1,330万円を見込んでおります。

2款地方譲与税は、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税とも京都府の通知に基づき算出いたしまして、それぞれ420万円、180万円を計上しております。

下段、3款の利子割交付金、次の14ページの4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、こちらにつきましても、京都府からの通知と前年度までの実績に基づきまして算出をさせていただいております。

7款ゴルフ場利用税につきましては、本年度、前年度から400万円減額いたしまして、3,800万円を計上させていただいております。

8款自動車取得税交付金、その下、地方特例交付金につきましても、京都府通知に基づきまして算出させていただいた金額を計上させていただいております。

10款地方交付税につきましては、前年度から2,000万円を増額させていただいております。これは、平成28年度の決算見込みを勘案いたしまして、2,000万円増額させていただいて6億6,000万円計上となったものでございます。地方交付税につきましては歳入総額の48%を占める金額となっております。

11款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金で保育所入所者数の減によりまして前年度より減額となり、総額で200万2,000円を見込んでおります。

ページめくっていただきまして、12款使用料及び手数料、こちらのほうは、使用料につきましては4目住宅使用料は現有の住宅所得割に応じた使用料を見込んでおります。戻ります。すみません。総務費の使用料、運動公園の使用料につきましては、本年度、平成28年度に操法大会のため使用できない期間がありましたので、その分を見込んだ計上となっております。本年度はフルで利用していただけるということで、7万5,000円増額して

57万5,000円としております。

2項手数料につきましては、前年度実績等から計算したもので、総務手数料につきましてはほぼ同額96万8,000円、衛生手数料につきましてはし尿汲取券の販売手数料等の減額によりまして1,003万3,000円を計上させていただいております。

17ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金では医療給付費の減、児童福祉費負担金では児童手当の受給対象者の減により、前年度より308万8,000円減額の2,353万7,000円を計上しております。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、木造住宅の耐震診断及び耐震改修に係る社会資本整備総合交付金を32万5,000円、個人番号カードの交付事業の事業費補助と事務費補助金で17万円を見込んでおります。

民生費国庫補助金では、地域生活支援事業及び障害区分認定事業等の補助金で157万9,000円、また、ページめくっていただきまして、保育所の保育対策総合支援事業補助金、放課後児童健全育成事業といたしまして251万8,000円を計上しております。

3目衛生費国庫補助金は、合併浄化槽の設置に係る補助交付金といたしまして49万7,000円を含み、50万2,000円を計上しております。

4目土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金といたしまして道路や橋梁分の総額9,942万円を計上しております。これは、前年度と比較いたしまして5,067万5,000円増額となったものでございます。

続きまして、3項委託金、総務費委託金では、自衛官募集等の事務委託金等で22万8,000円を、民生費委託金は年金事務委託、人権啓発活動委託等で110万4,000円を計上しております。

次のページ、14款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金では、国庫負担金と同じく、障害者自立支援等の医療給付費等の減や児童手当の受給対象者の減により、前年度より119万2,000円減額の2,126万3,000円を計上いたしております。

同じく2項府補助金、1目総務費府補助金は、電源立地地域の対策補助金を440万円、また、鍋フェスタ開催に係る文化力で京都を元気にする事業補助金といたしまして200万円、公共交通システムの補助金といたしまして175万9,000円、JR笠置駅前広場の整備に係る駅再生プロジェクト推進事業補助金といたしまして1,000万円など、前年度より1,476万6,000円増額の2,822万9,000円を計上いたしております。

2目民生費府補助金は、前年度より4,099万4,000円減額の1,851万

5, 000円を計上しております。社会福祉費補助金では、隣保館運営費703万3, 000円や障害者医療補助金、子育て医療助成など1, 220万2, 000円を計上いたしております。

次ページ、老人福祉費補助金では医療費助成などの544万6, 000円を、児童福祉費補助金では放課後児童育成事業などを計上しております。ここで大きく減っておりますのは、平成28年度、隣保館笠置会館の改修を行った補助金が減ったためとなっております。

続きまして、3目衛生費府補助金は、国庫補助金と同じく合併浄化槽の設置事業の補助金が計上されておりましたり健康増進事業費など、合計で87万7, 000円を計上しております。

4目農林水産業費補助金は、平成28年度から導入されました豊かな森を育てる府民税市町村交付金135万1, 000円を当初予算から計上しております。それによりまして、前年度より98万8, 000円増額の265万3, 000円計上したことになっております。

土木費府補助金におきましては、土地利用対策規制補助金といたしまして前年度と同額を計上しております。

下段、3項委託金、1目総務費委託金は、前年度より225万1, 000円減額の233万7, 000円を計上しております。府民税の徴収委託金で196万2, 000円や、次のページに移りまして、統計調査費の委託金、本年度実施する調査委託費で12万6, 000円を計上しております。本年度は執行予定の選挙がございませんので、府からの委託金が皆減となっております。

商工費委託金につきましては、東海自然歩道の管理、自然公園の清掃委託等で380万4, 000円、前年度と同額を計上いたしております。

15款財産収入、1項財産運用収入では、利子及び配当金で現在保有しております基金の利息の収入を28万6, 000円見込んでおります。

財産貸付収入におきましては、土地貸付収入といたしまして、いこいの館の多目的グラウンドの貸付料、施設等の貸付料はデイサービス施設の利用貸付料といたしまして、それぞれ計上いたしております。

16款寄附金、一般寄附金では1, 000円、指定寄附金ではふるさと納税等の受け入れとなっておりますが、当初の頭出しといたしましてそれぞれ1, 000円を計上しております。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目ふるさとづくり基金繰入金は、桜の保全事業に充て

る費用を計上いたしております。

高度情報ネットワーク整備基金の繰入金につきましては、支線の移設に伴う工事費に充当するため58万円を計上しております。

財政調整基金繰入金につきましては、町長の説明にもありましたように、財源不足の補填のため6,600万円を今回繰り入れることとしております。

繰越金につきましては、前年度繰越金を本年度は330万9,000円増額して、341万1,000円を見込んでおります。

諸収入につきましては、延滞金及び加算金、過料、こちらにつきましても、前年度と同額となっております。

預金利子につきましても、利率については低いですが、ほぼ前年度と同額で見込んでおります。

雑入につきましては、相楽東部広域連合の派遣職員、また地方税機構への派遣職員の負担金など、前年度より320万円減額して5,658万8,000円を見込んだ金額となっております。

26ページ、20款町債、こちらは過疎対策事業債などそれぞれの事業に充当するため、総額1億2,240万円を計上しております。

歳入につきましては以上となります。

続きまして、歳出の議会費と総務財政課所管の予算の説明をさせていただきます。

なお、人件費に係る予算につきましては、現在の職員をベースといたしまして給与条例に従って計上しておりますので、各項目での説明は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、27ページからお願いいたします。

1款議会費は、報酬では1,776万円、職員手当で議員期末手当は支給月数の改定によりまして前年度から48万8,000円増額の529万1,000円を計上しております。交際費につきましては前年度と同額を10万円、ほかの経費につきましてもほぼ前年度と同額で、総合計が4,421万2,000円を計上いたしております。

めくっていただきまして、28ページからお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の総額といたしまして2億2,483万8,000円を計上いたしております。これは、前年度から3,291万7,000円増額となっております。

31 ページ、賃金につきましては、当町の宿直と事務アルバイトの賃金等を計上しております。報償費につきましては、職員研修での講師料、また各地区の区の報償といたしまして、1 件当たり 1, 100 円で計算した金額を計上しております。

32 ページをお願いいたします。

13 節委託料、2, 540 万円を計上しております。システム保守料といたしましてセキュリティの強靱化に本年度から取り組んでおります。その保守、またネットワークの保守等で 712 万 5, 000 円、システム構築費といたしましてはセキュリティ対策によりますメールの移行作業や無線 LAN の構築整備など 1, 061 万 1, 000 円など、総額で 2, 540 万円となったものでございます。

14 節使用料及び賃借料は 518 万 7, 000 円で、例年の町の例規システムの使用料 239 万 8, 000 円などを計上しております。

備品購入費 91 万 4, 000 円は、平成 29 年度に使用期限が到来いたします庁舎と保育所でそれぞれ持っております AED の更新費用などを計上いたしております。

負担金補助及び交付金は、相楽東部広域連合の負担金といたしまして総務費分 2, 083 万 2, 000 円、また、笠置中学校の経費の南山城村への補助金といたしまして負担金が 1, 000 万円、各地区への整備補助金となるまちづくり事業補助金が 120 万円など、合計で 4, 284 万 9, 000 円を計上いたしております。

続いて、35 ページ、3 目財政管理費では、前年度から 467 万 7, 000 円増額いたしまして 484 万 4, 000 円となっております。これは、委託料で新地方公会計に対応するための支援業務を委託するため、そのものが増額となっております。

4 目会計管理費は前年度とほぼ同額で 7 万 9, 000 円を計上いたしておりますが、これは公金の口座振替等の手数料を計上しているものでございます。

続いて、36 ページをお願いいたします。

5 目財産管理費は、前年度より 250 万 2, 000 円減額の 1, 652 万 3, 000 円を計上しております。財産管理費につきましては、運動公園の管理委託であったりを計上しております。その中でも委託料といたしまして、平成 29 年度で庁舎の耐震診断の業務委託を 646 万 3, 000 円で実施する予定としております。この庁舎は昭和 56 年度に建設されておまして、ちょうど新しい耐震基準に適合するかどうかという時期でしたので、今回改めて実施することとしております。

続きまして、39 ページをお願いいたします。

下段、7目の交通安全対策費は協議会の委員報酬など前年度と同額を計上、また防災諸費につきましては、委託料で木造住宅の耐震診断士派遣事業1件分として5万円、負担金補助及び交付金といたしまして耐震改修事業の補助1件分の120万円を計上しております。

続きまして、44ページをお願いいたします。

下段、4項選挙費でございます。平成29年度執行予定の選挙は今回予定されておられませんので、選挙管理委員会費の21万2,000円のみ計上させていただいております。なお、京都府知事の任期満了が30年4月にあるんですけれども、そちらにつきましてはまだ執行予定日が決まっておりませんので、今回の当初予算には計上させていただいておりません。

続きまして、その下段、統計調査費です。本年度実施される統計調査を計上させていただいております。統計調査員確保対策事業では1万5,000円、教育統計、工業統計、就業構造基本調査、これが本年度実施される3つの事業となっております、総額で13万9,000円を計上いたしております。

飛びまして、78ページをお願いいたします。

8款消防費でございます。1日常備消防費では、相楽中部消防組合の分担金といたしまして5,374万9,000円を計上しております。

2目の非常備消防費は、前年度から89万6,000円減額の765万8,000円を計上しております。これは、平成28年度は操法大会の実施年でありましたので報償費や需用費など増額となっておりますが、今年度につきましては通常の経費となっております。

報酬につきましては現在の団員数92名分の149万8,000円を、報償費では訓練等の出動手当で75万円、また退職報償金で100万円など、180万円を計上しております。

負担金補助及び交付金では、退職報償基金の負担金といたしまして232万4,000円を計上しておりますが、この110名は条例定数に基づく人数となっておりますので、その分を計算しました232万4,000円となっております。また、本団の活動補助といたしまして50万円などを計上いたしております。

消防施設費21万円、4目の水防費8万5,000円につきましては前年度と同額を計上いたしております。

続いて、9款教育費、1項教育総務費、1目の教育委員会費では、相楽東部広域連合への負担金の教育費分といたしまして7,689万6,000円を計上いたしております。これにつきましては昨年度より2,297万1,000円の増額となっておりますが、小学校における校舎内の無線LANの整備やトイレ改修のための設計委託、また小学校体育館の東側

ののり面の補強工事などが実施されるため、増額となっているものでございます。

2目義務教育振興費といたしまして、新たに135万8,000円を計上いたしております。これは、笠置小学校と教育支援学校の小学部に在籍する児童に対して修学旅行費と学校給食費を補助する制度を29年度から導入するために計上しております。

10款公債費につきまして、1目元金は平成29年度からの償還が始まるものがありまして、前年度より1,034万9,000円増額の9,281万9,000円を、また利子につきましては、平成28年度に10年経過の借り入れ見直しを行った結果減額となるものがありましたので、147万4,000円前年度より減額の754万3,000円となっております。

11款諸支出金、それから12款の予備費につきましては、前年度と同額を計上させていただきます。

82ページ以降につきましては、構成とか主な事業等、資料をつけております。また参考に見ていただければと思います。

以上、総務のほうからの説明は終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

それでは、企画観光課が所管いたします歳出予算について御説明を申し上げます。

まず、31ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の7節賃金1,070万1,000円のうち、循環バス運転手賃金といたしまして671万4,000円、11節需用費の消耗品費272万3,000円のうち循環バス時刻表の用紙代やバスのオイル交換等といたしまして6万7,000円、燃料費236万7,000円のうち循環バスに係ります燃料費といたしまして209万3,000円を、それと12節役務費の通信運搬費328万1,000円のうち13万円と手数料13万円のうち6万6,000円、そして13節の委託料で運転手管理等委託で208万2,000円、それと14節使用料及び賃借料でシステム使用車載器51万4,000円、これにつきましては、東部3町村で実施を予定しております加茂駅から月ヶ瀬駅までの広域基幹バスの運行に係るものとして計上させていただきます。

次に、34ページの2目文書広報費153万2,000円で、対前年度4万2,000円の増となっております。節区分では、1節報酬で有線放送運営管理委員と番組編成委員の報酬といたしまして7万7,000円、それと9節旅費で普通旅費として1万6,000円、

それから11節需用費の消耗品費で収録保存カード等として3万5,000円と、それと光熱費で電気代2万円、修繕費として2万円を計上させていただいております。

それと、13節委託料でスタジオ機器・議場カメラの保守料で128万4,000円、使用料及び賃借料で音楽著作権使用料といたしまして7万円、それと負担金補助及び交付金で京都府広報協議会への負担金1万円を計上させていただいております。

次に、38ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金で、高度情報ネットワーク整備基金加入分担金といたしまして3万円と高度情報ネットワーク整備基金利子分として4,000円、合わせまして3万4,000円を計上させていただいております。

6目企画費で4,047万6,000円、対前年度2,647万6,000円の増となっております。増の主なものといたしましては、地域おこし協力隊に係るもの、それと駅前広場整備事業に係るものとなっております。

節区分で3節職員手当、嘱託手当で199万2,000円、4節共済費で社会保険、雇用保険、労災保険等合わせまして31万9,000円を、これにつきましては地域おこし協力隊に係るものとして計上させていただいております。

7節賃金、これにつきましては、駅無人化対策雇用賃金といたしまして399万8,000円、そして9節旅費で普通旅費として18万2,000円、11節消耗品費で企画観光課が持っております公用車の燃料代等で30万4,000円、12節役務費で3万6,000円、13節で604万4,000円、街なみ環境整備事業計画作成業務として150万円と駅周辺整備測量設計等委託として400万円、駅の指定管理料といたしまして48万円などを計上させていただいております。

14節使用料及び賃借料で、施設使用料といたしまして5万6,000円、車両リース料として24万8,000円、それと地域おこし協力隊に係る家屋賃借料といたしまして60万円を計上させていただいております。

そして、15節工事請負費で1,650万円を計上させていただいております。これにつきましては、京都府におきまして府内の無人駅の中で6駅を対象として、その6駅の中に笠置駅も計画していただいております、それに伴うものとして今回計上させていただいております。

それから、19節負担金補助及び交付金で1,019万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、淀川上流国定公園推進行政連絡協議会、広域事務組合

の広域圏負担金、関西本線電化促進に係る負担金、移住促進住宅整備事業補助金につきましては前年度とほぼ同額で計上させていただいております。それと、鍋フェスタ実行委員会負担金といたしましては620万円で、対前年度200万円の増となっております。これにつきましては、これまでの鍋フェスタの分に係ります420万円、これは同額で計上させていただいているんですけども、これに加えて、お茶の京都博の笠置町で実施されます地域イベントに係るものとして200万円を増額して計上させていただいております。なお、これにつきましては、実施に当たりましては京都府と十分連携を図る中で取り組んでいくものとなっております。

それから、40ページです。

2款総務費、1項総務管理費、9目通信施設管理費514万6,000円で、これにつきましては前年度と同額で計上させていただいております。

節区分で申しますと、11節需用費で高度情報ネットワーク施設シェルター内の電気代76万2,000円、修繕費で8万円、12節役務費で光ケーブルの電柱への添架料といたしまして88万2,000円、13節委託料で支障支線移転移設費といたしまして50万円を計上させていただいております。14節使用料及び賃借料で切山受信点の土地使用料といたしまして1万円、行政イントラネット回線使用料といたしまして21万2,000円、それと、19節負担金補助及び交付金で管理運営負担金といたしまして270万円を計上させていただいております。

次に、少し飛びまして69ページをお願いいたします。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費で、普通旅費として前年度と同額の3,000円を計上させていただいております。

それと、2目商工振興費で360万3,000円、これにつきましては、9節旅費で普通旅費といたしまして3,000円、それと19節負担金補助及び交付金で笠置町商工会への補助金といたしまして前年度と同額の360万円を計上させていただいております。

次に、3目の観光費で4,411万9,000円、対前年度229万2,000円の増となっております。

節区分で説明をさせていただきます。7節賃金、桜等の保全管理、それとイベント時の運転手賃金など、合わせまして205万5,000円を計上させていただいております。

8節報償費で、フォトコンテストの景品代、桜まつり、もみじまつり等へのイベントへの

出演報償費として13万円、9節旅費といたしまして普通旅費で9万9,000円、11節需用費で桜の保全用の消耗品等々で10万円、それと燃料費で2万7,000円、それから印刷製本費で3万円と光熱費で10万円、修繕費5万円、合わせて需用費で30万7,000円を計上させていただいております。

そして、12節役務費で桜等の保全用の苗木の運搬費として3万円、それと府立自然公園トイレくみ取り料として8万円を計上させていただいております。

13節委託料で、松くい虫防除、東海自然歩道管理、自然公園清掃など、これにつきましては京都府からの委託料等々の委託料として485万9,000円を計上させていただいております。

それと、14節使用料及び賃借料で桜等の保全に係ります車の借り上げ、それと、町営駐車場の賃借料といたしまして119万7,000円を計上させていただいております。

それと、16節の原材料費で桜の保全の原材料費として14万円を計上させていただいております。

それと、19節負担金補助及び交付金で678万6,000円を計上させていただいております。説明欄のところで、京都府観光連盟負担金から伝統的行催事補助までは前年度と同額で計上しております。それと、お茶の京都DMO分担金100万円とお茶の京都博の全体事業に対します分担金といたしまして140万円を今回計上させていただいているところでございます。

それと、4目産業振興会館費816万円で、対前年度14万3,000円の増となっております。ここにつきましては、産業振興会館費の経費といたしまして7節賃金、これにつきましてはアルバイト賃金で247万3,000円、11節需用費で電気代、水道代、ガス代等で323万2,000円、それと12節役務費で電話代等で12万7,000円、13節委託料で浄化槽管理清掃委託やエレベーターの管理委託、夜間警備委託等々で184万6,000円を計上させていただいております。14節使用料及び賃借料で、駅前の駐車場賃借料といたしまして、そういったもので47万6,000円をそれぞれ計上させていただいているところでございます。

次に、77ページをお願いします。

77ページの下段の7款土木費、5項国土利用費、1目土地利用対策費で、これにつきましては前年度と同額の4万8,000円を計上させていただいております。旅費で4,000円、需用費で消耗品として1万4,000円と燃料費3万円を計上させていただ

いているところでございます。

企画観光課が所管する部分につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君）　続きまして、税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君）　税住民課が所管します歳出予算につきまして御説明いたします。

42ページをお願いします。

2款総務費、徴税費、税務総務費でございますが、職員給与等の人件費を除き、主な変更点を御説明申し上げます。

19節負担金補助及び交付金におきまして京都地方税機構への負担金310万1,000円を計上しています。内容につきましては、共同徴収分や法人関係税課税事務分、軽自動車関係並びに申告支援システム関係に加えまして、昨年12月に京都地方税機構の規約改正で議決いただきました軽自動車申告書等の受け付け等に関する共通経費分が新たに加わっております。負担金としましては、対前年で3万2,000円の減となっております。それ以外は前年とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、賦課徴収費では本年度263万4,000円となっております、前年と比べまして80万6,000円の減でございますが、これは、下段13節委託料での不動産鑑定委託料として、平成30年の評価替えに向けた標準宅地の鑑定業務分が29年度はなくなっておりますので、それによる減額が主な理由でございます。

44ページへをお願いします。

続いて、戸籍住民基本台帳費でございます。主な変更点は、14節使用料及び賃借料で16万6,000円を計上しております。内容につきましては、戸籍押印認証機の更新に伴いますリース料で、新しい認証機の5年間のリースの開始となりますので14万9,000円の増額となっております。

また、19節負担金補助及び交付金において、通知カード・個人番号カード受託事務交付金として、個人番号カードに関連する事務を地方公共団体システム機構に委託する交付金として16万円を計上しております。これは、さきに28年度補正予算で繰越しました事業費11万9,000円と合わせて総額27万9,000円が29年度当初の交付金額となります。それ以外は前年とほぼ同額を見ているところでございます。

続きまして、51ページをお願いします。

3款民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で税住民課に関するものの中で主な変更点は、中段、19節負担金補助及び交付金では遺族会活動補助として18万5,000円を計上し

ております。内容につきましては、通例の活動助成5万円と、参拝事業特別助成として2年に一度の参拝事業に対し13万5,000円の補助を計上しているところでございます。

52ページをお願いします。

下段、28節繰出金におきまして、国民健康保険特別会計繰出金を1,308万7,000円計上しております。これは対前年で比較しますと22万2,000円減額しているところですが、国保の都道府県化に向けて国の保険基盤安定支援分の増額分を含んでいるところでございます。それ以外は前年とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、54ページをお願いします。

下段、国民年金事務費につきましては、旅費、需用費とも前年度と同額を見ているところです。

続きまして、57ページでございます。

下段、児童福祉費、児童福祉総務費での主な変更点は、7節賃金で税住民課分として公園除草等の作業員賃金で32万8,000円を計上しております。これにつきましては、作業員単価の見直しにより増額しております。

58ページをお願いします。

13節委託料で、公園遊具点検委託料として29年度からは劣化点検に加えまして超音波測定による非破壊検査を含む点検を計画しており、委託料としまして10万8,000円を計上しております。以下、税住民課に関するものにつきましては前年と同額でございます。

次に、61ページをお願いします。

4款衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費での主な変更点では、中段、7節賃金で、火葬場周辺の管理の作業員賃金で7万3,000円を計上しております。これにつきましても作業員単価の見直しにより増額しております。

続いて、64ページをお願いします。

衛生費、清掃費、塵芥処理費でございます。塵芥処理費での主な変更点は、18節備品購入費で資源ごみのリサイクルと回収を促進するため使用済み小型家電の回収ボックス1基の購入設置を予定しており、16万8,000円を計上しております。

次に、19節負担金補助及び交付金で、生ゴミ処理費補助として4万6,000円を計上しております。対前年で1万7,000円の減となっているところですが、処理機別の対象機数を実績に基づいて生ゴミ処理機、コンポストとも2基ずつで調整した結果の減額となっております。なお、不足が生じましたら追加補正で対応する予定でございます。

また、相楽東部広域連合分担金、衛生分で4,536万7,000円を計上しております。対前年で107万6,000円減額となっており、これは普通分担金の減額分が主な要因でございます。

また、昨年度まで13節委託料で計上しておりました大阪湾広域廃棄物埋め立て処理場調査委託に関する費用は、今年度より19節負担金補助及び交付金に組み替え、大阪湾広域臨海環境整備センター負担金と細節名も改めて、2,000円で計上しております。

そのほかは前年度とほぼ同額を計上しているところでございます。

次に、下段のし尿処理費でございます。本年度は3,059万6,000円を計上しており、前年度と比べますと79万1,000円の増となっております。これは、11節需用費、印刷製本費で、これまで相楽郡広域事務組合が一括印刷しておりましたし尿汲取券を29年度分より各市町村で対応することとされましたので、そのし尿汲取券の印刷代で43万2,000円の新規計上をしているところでございまして、それが主な増の要因でございます。

最後に、循環型社会形成推進交付金はいわゆる合併浄化槽補助金でございますが、5人槽、7人槽とも2基ずつで、前年度同額の189万2,000円を計上しております。

以上で税住民課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君）　続きまして、保健福祉課長。

保健福祉課長（東　達広君）　失礼いたします。

それでは、保健福祉課が所管します歳出予算の主な部分につきまして御説明申し上げます。

科目としましては、47ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費でございます。説明は、ページをめくっていただきまして50ページから入ります。

13節委託料でございますが、この段の最後に障害者基本計画策定委託料ということで、これは3町村合同でやっております。3カ年ごとに策定しておりますが、本年度158万4,000円、皆増でございます。

それから、51ページにまいりまして、19節負担金補助及び交付金の中で7段目ぐらいに社会福祉協議会補助880万円、ボランティアコーディネーター257万3,000円を計上しているところでございます。ここにつきましては、昨年度は京都府の補助事業を受けまして、絆ネットコーディネーターという事業で新たな地域コミュニティの醸成で人件費相当額も含んだ事業を展開しておりました。27、28の2カ年で助成事業を終えて、一定自立を促すところでございますが、実際問題としまして事務というのは継続で残ってきます。

そういう中で、社会福祉協議会の29年度は人事異動が予定されております。総体的には減る中ではございますが、最初の説明で不足したところがございます。この部分につきましては人件費です。人件費充当額です。29年度、社会福祉協議会で人事異動がされる中で総体的には減ります。ただ、今までやってきた絆ネットコーディネーターの実績等を踏まえて対前年の予算を確保させていただいたというふうな経過でございます。

それで、次に52ページ、20節の扶助費の中では障害児（者）医療費助成ということで、過日、条例のところでは福祉医療費一部改正ということをお決りいただいた中で、対前年でいえば180万円の減額となっております。

それから、54ページの老人福祉費に入りまして、説明は55ページの13節委託料のところに入ります。実際は56ページの中を見ていただきたいと思います。その上段のほうに介護予防・生活支援事業（外出支援サービス事業）237万6,000円というのがございます。これは一定、介護認定を受けられた方で病院の送迎をしている事業ですが、やはり年々増加してございます。本年度におきましては対前年17万円弱の増加を見ているところでございます。受け入れ態勢の課題はありますが、今後需要がふえてくるところでございます。

それから、その下に介護保険計画策定委託料256万円、これも去年からアンケートで継続事業を組んでいるところでございますが、計画としては3年に一度の新規計画というふうなことでございます。この計画につきましては、30年度から新たな介護保険料を設定していく必要がございます。それにはやはり根拠を持った需要予測というものが成り立つわけでございます。それにはやはり根拠を持った需要予測というものが成り立つわけでございます。それにはやはり根拠を持った需要予測というものが成り立つわけでございます。また住民の皆様には事細かなアンケートを御協力いただいた中で、それをもとに正確な計画を樹立していきたい、努めていきたいと考えております。

それから、18節の備品購入費、ここでは業務備品19万円を計上しているところでございます。これは新たな事業でございます。ちょっと説明不足で業務用品ということで書いておりますが、中身は、28年度に介護予防サポーター養成事業というのを今実施していただいております。職員のほうでいろいろ工夫いただきまして、募集をしております。そういう養成した人が実際に住民に使っていただくための機材を購入する事業でございます。これも交付金事業で予定をしております。

それから、20節の扶助費の中では、56ページの最後に重度老人健康管理事業という名称になっておりますが、内容は、過日御決りいただいた福祉医療費の一部改正によりまして、対前年で約90万円弱の予算減となっております。640万4,000円でございます。

それから、57ページにまいりまして繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金につきましては、やはり給付費の伸びによりまして対前年100万円ほど上がっております。3,536万5,000円、それから後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、さらに対前年で140%になりました。繰出金としましては4,369万4,000円というふうなことでございます。いずれも法定繰出金でございます。

それから、57ページの中段、民生費、児童福祉費、児童福祉総務費でございます。主に児童クラブの経費をここで計上しているところでございます。

58ページにまいりまして、扶助費では児童手当を見ております。児童手当につきましては、残念ながら対象児童が減少いたしますので本年度は649万円の計上となっておりますが、対前年で見れば130万円ほどの減額というふうになっておるところでございます。

それから、2目の保育園費でございます。比較としましては、174万8,000円増加の3,366万9,000円の予算計上となっております。

中身としましてはそれぞれあるわけでございますが、大きな観点から申しますと、28年度は予算は17名で見ておりましたが、実態は21、一時的には22名になったかと思えます。現段階でございますが、入所の申し込みは15名でございます。予算は16名で見ているところでございます。

それから、61ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。この中で特に御説明申し上げるところにつきましては、13節の委託料、食生活改善推進連絡会10万円等でございます。実は、笠置町の食生活改善推進協議会につきましては本年度、郡、府の参加につきましては休会という決断をされました。こういう地域のコミュニティー活動というのが徐々に弱体化しているというのはここにもあらわれてきているところでございますが、中身につきましては、一旦休会はしますが町の活動はこれまで以上に頑張るというふうなお声をいただいておりますので、行政としましても今まで以上にサポートしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、62ページの予防費でございます。予算的には、88万8,000円増額の本年度は834万8,000円を計上しているところでございます。この増加要因につきましては、乳がん検診が国の指針に基づいて2年に1回、隔年で実施しておりますことから、本年度実施年でございますので、ほぼその分が増加になっているところでございます。

それと、13節の委託料で基本健診の健康診断458万4,000円というのが大きな比率を占めているところでございますが、この動向につきましては、笠置町については1人当

たり医療費というのが府下で一番高い、健診率が低い、この因果関係についてはここ最近特に注目を浴びてきているところがございます、28年度から健診率向上のために関係職員いろいろ工夫して取り組んでいるところがございます、29年度も引き続き健診率の受診率アップに努めてまいりたいと考えているところがございます。

それから、63ページ、診療所費につきましては、対前年249万円の減で1,104万8,000円の予算を組んでいるところがございます。内容につきましては、19節負担金補助及び交付金で山城病院の負担金が対前年で減っております。経営努力といえますか、そういう形で935万6,000円を計上していると。休日診療分につきましてはそんなに大差ございません。166万2,000円の計上ということでございます。

それから、4目の介護保険費につきましては対前年8万1,000円減の156万4,000円、この中身は老健山城の負担金でございます。前年並みでございます。

保健福祉課の説明は以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課が所管します歳出について御説明します。

49ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で8節報償費29万8,000円、これのうち人権講座講師料、人権問題啓発事業の補助金の対象になっている分でございますが、これが20万円、それと南山城村との合同職員研修の講師料の折半の2万5,000円、11節需用費で消耗品費のうち23万7,000円、これにつきましては、駅頭啓発と公開講座に使う啓発物品の購入費用と、人権の花運動の消耗品を購入する費用でございます。

印刷製本費のうち17万7,000円、これにつきましては人権カレンダーを800部作成する費用でございます。

続きまして、52ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉施設費の中で本年度は758万円、昨年度より5,622万6,000円減っております。これにつきましては、笠置会館の大規模改修工事に係るものが減額となっております。

1節の報酬につきましては、27年6月議会で改正可決していただきました部落差別を初めとするあらゆる差別撤廃人権擁護に関する審議会の委員報酬としまして12人分の報酬を見ております。

続いて、賃金350万6,000円、本年度、アルバイト賃金で100万円を計上してお

ります。現在おられる嘱託職員の方が退職されるということで、アルバイト賃金として100万円上げております。大きなものとしましては地域福祉事業、ヘルストロンのアルバイト2名がおりまして、交代の延べ1日1名という形になっておりまして、176万円を計上しております。給食サービス等を作成する7名分の11カ月の賃金62万9,000円を計上しております。

報償費で37万4,000円、これにつきましては生け花講座1回5,000円の22回、陶芸講座1回1万円の22回を計上しております。

旅費につきましては普通旅費で21万2,000円、需用費160万1,000円、これにつきましては消耗品費や給食サービスの消耗品、また新聞等の購入費用でございます。

燃料費としましては公用車のガソリン代、食糧費で給食サービスの材料及び来客用のお茶代を計上しております。光熱水費は電気代、ガス代でございます。

12節の役務費23万7,000円、電話代としまして13万8,000円を計上しております。手数料は本年度上げておりますが、現在あります旧テレビの廃棄手数料としまして3,000円を計上しております。あと、浄化槽のくみ取りと法定点検の費用です。

委託料につきましては、ヘルストロンの保守点検、浄化槽管理委託等を計上しております。続きまして、54ページをお願いします。

使用料17万6,000円、土地借上料、駐車場用地としまして例年借りております土地の借上料が16万7,000円及び公用車動員時に使用します高速通行料及び駐車場代としまして9,000円、16節の原材料は23万円、大きなものとしましては生け花の本人負担以外の負担14万円を計上しております。

備品購入費で5万5,000円、これにつきましては今回初めてですが、先ほど投棄手数料を見ておりますブラウン管テレビの買いかえに係る費用を5万5,000円計上しております。

19節負担金補助及び交付金としまして99万8,000円、人権同和教育研究集会等参加負担金としまして26万6,000円、文化祭補助としまして40万円、今年は今週の木曜日、金曜日で展示品のみ開催いたします。皆さんもおいでください。あと、京都府及び山城隣保館協議会の負担金5万5,000円、人権政策確立要求実行委員会の負担金4万5,000円、山城人権ネットワーク推進協議会の負担金が23万2,000円でございます。

以上です。

議長（杉岡義信君）　続きます、建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君）　失礼いたします。

それでは、建設産業課が所管いたします歳出予算の御説明をさせていただきます。

予算書の65ページをお開きください。

下段でございますが、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額173万8,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、委託料以外は前年度と同額を計上させていただいているところでございます。

まず、1節の委員報酬につきましても、本年7月から新たな農業委員会制度が始まるわけでございますが、7月以降の委員数につきましても現行委員と同じく10名とするということで昨年、条例可決していただきましたところでございます。したがって、現行と同じく10名分ということで報酬を計上させていただいております。

4節の共済費につきましても、同じく10名分の公務災害共済の掛金となっております。

9節旅費につきましては普通旅費として7万7,000円を、10節交際費、こちらにつきましては会長交際費として1万円、それぞれ前年度と同額でございます。

11節の需用費で17万5,000円を計上させていただいておりますが、大きなものとしては印刷製本費で、毎年発行させていただいております農業委員会だよりの印刷費を計上させていただいております。

一番下段の13節委託料でございますが、農地情報管理システム保守ということで32万4,000円、こちらのほうが前年度よりほぼといたしますか、倍額に総額しております。こちらにつきましては、一昨年の農地法の改正に伴いまして農地台帳等で公表していかなければならないという科目、項目がふえたということで、システムの変更が昨年行われたところでございます。平成29年度からは新たなシステムということになってまいりまして、それに伴いますシステム保守料が値上がりをしたということでございます。

次の66ページをお願いいたします。

引き続き、14節の使用料及び賃借料でございますが、こちらのほうにつきましては、京都市内での会議等ございます際の駐車料金代ということで4,000円を計上させていただいております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、節の内訳にありますとおり、それぞれ農業委員会活動補助金10万円と農業会議会費5万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、2目農業総務費でございます。本年度予算額1,084万4,000円、こちらにつきましても人件費以外の旅費の部分が建設産業課にかかわってくる部分でございますが、こちらにつきましては前年度と同額でございます。4万8,000円を普通旅費として計上させていただいております。

次に、下段でございますが、3目農業振興費、本年度45万3,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、昨年度と比較いたしまして経営所得安定対策事業に係る事務費、それから協議会への補助金等が若干減少しておるところでございます。

節の区分といたしまして、需用費で16万2,000円、内訳といたしましては消耗品費15万円、燃料費1万円、消耗品費につきましてはパソコンのプリンター、トナー代等を計上させていただいております。

次の67ページでございますが、19節負担金補助及び交付金29万1,000円を計上させていただいております。内訳といたしましては、説明欄に記載させていただいておりますとおり、それぞれ協議会等への分担金、負担金、会議費等を計上させていただいておりますが、先ほども申し上げましたとおり、一番下の経営所得安定対策制度推進事業補助金、こちらは笠置町農業再生協議会への補助金ということになっておりますが、こちらのほう、前年の30万円から25万円に減額させていただいております。

続きまして、4目農地費でございます。本年度予算額は18万8,000円で、ほぼ前年度と同額を計上させていただいております。

節の区分といたしましては、7節賃金で作業員賃金といたしまして7万5,000円、11節需用費で消耗品費3万円、こちらは積算参考図書の購入費用でございます。燃料費として5,000円、公用車等の燃料代を見込んでおります。

14節使用料及び賃借料3万8,000円につきましては、機械等の賃借料を計上させていただいております。

16節原材料費は2万円、修繕用の原材料等を見込んでおるところでございます。

19節負担金補助及び交付金につきましても、説明欄に記載がありますとおり、それぞれ京都府土地改良連合会への負担金並びに農村振興技術者連盟会の負担金をそれぞれ計上させていただいております。

下段でございますが、5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費、こちらにつきましては前年度と同額、旅費の普通旅費で3万円を計上させていただいております。

ます。

次に、2目林業振興費305万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、節の内訳といたしまして11節消耗品費で1万5,000円、次のページになりますが、公用車燃料費で1万5,000円、それと印刷製本費で4,000円、この印刷製本費につきましては、毎年年末に各戸に配布させていただいております門松カードの印刷代ということになっております。

13節の委託料、こちらにつきましては前年度と同額でございますが、有害鳥獣捕獲業務の委託料を計上しております。

19節の負担金補助及び交付金、こちらにつきましては238万3,000円を計上させていただいておりますが、内訳につきましては森林組合補助金、それから林業振興会負担金、狩猟事故共済保険料助成、これにつきましては前年度と同額でございます。一番下の森林整備事業といたしまして200万円を計上させていただいております。こちらは、昨年まで間伐推進事業として実施してまいりましたものでございますが、先ほど歳入の中でも説明がありましたとおり、豊かな森を育てる府民税市町村交付金、これが昨年度から始まりまして、これを財源に事業を若干拡大させていただいております。

続きまして、3目の林道維持費、本年度予算額501万9,000円、昨年と比較いたしますと224万8,000円増額となっておりますが、中身といたしましては維持管理に要する経費を増額させていただいております。

節の区分といたしまして、7節賃金、こちらにつきましては作業員賃金ということで、前年度13万9,000円であったものを今年度33万2,000円に増額させていただいております。

11節需用費、こちらにつきましては消耗品費で草刈り機等の替え刃等購入費用、それから燃料費では公用車や草刈り機等の燃料費、これは前年度と同額を計上させていただいております。

13節の委託料250万円、こちらにつきましても昨年度と同様、林道維持管理委託といたしまして除草作業の業務委託を予定しております。

14節の使用料及び賃借料、こちらにつきましても、建設機械等の賃借料でございますが、維持管理費用の増額ということで、昨年度と比較いたしまして5万円ほど増額させていただいております。

15節の工事請負費200万円、維持修繕工事でございますが、こちらにつきましては現在、林道切山線での水路清掃を実施したいということで予定しておるところでございます。

16節の原材料費につきましては修繕用の原材料費、それから19節の負担金補助及び交付金につきましては、前年度と同額、林道研究会への会費を計上させていただいております。

次に、72ページをお願いいたします。

下段でございますが、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございます。本年度予算額は2,528万円となっております、ほぼ前年度と同額ということになっております。このうち、人件費を除きました建設産業課が所管いたします部分につきましては、次の73ページでございますが、中ほどから9節旅費といたしまして普通旅費を7万円計上させていただいております。

11節の需用費では消耗品費といたしまして27万円、こちらの内訳といたしましては、事務用品等に加えまして積算の際の単価資料、それから拡大コピーに係ります消耗品費等を見込ませていただいております。

印刷製本費につきましては、前年度16万円を計上させていただいておりますが、本年度5,000円ということでさせていただいております。これにつきましては、先ほど消耗品費の中で積算の際の単価資料と申し上げましたが、印刷製本費で計上しておりましたものを消耗品費のほうに科目がえをいたしましたので、このような形になっております。

修繕料につきましては、現在、町で保有しております測量機器等が万が一故障した場合の修繕料ということで見込んでおるところでございます。

13節の委託料につきましては、設計図面等をコピーさせていただきます拡大印刷機の保守委託料ということで、前年度と同額の13万円を計上させていただいております。積算システムの保守につきましては110万円を計上させていただいております。この積算システムについては本年度、平成28年度導入していただいたところでございます。当初はシステム構築費として50万円が別途必要でありましたが、29年度は2年目ということでこれが不要になりましたので、その分が若干減少しておるところでございます。

14節の使用料及び賃借料につきましては、こちらの内訳に記載しておりますとおり、駐車場や通行料等1万円、それから、先ほどから出ております積算に係ります資材単価データ等の利用料15万8,000円を計上させていただいております。

19節の負担金補助及び交付金につきましては、同じく説明欄に記載しておりますとおり、

それぞれ協会、協議会等への負担金、分担金ということで計上させていただいておるところでございます。

次のページをお願いいたします。

中段でございますが、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、本年度予算額2,597万9,000円でございます。

節の区分といたしまして、7節賃金73万5,000円、こちらにつきましては作業員賃金ということで計上させていただいております。

13節の委託料115万円、内訳といたしましては草刈り委託といたしまして15万円、こちらにつきましては、毎年飛鳥路区さんのほうにお願いをしております有市柳生線の草刈り業務委託でございます。

続きまして、舗装調査業務、それから維持修繕工事設計業務、それぞれ50万円ずつを計上させていただいておるところでございます。

14節の使用料及び賃借料35万4,000円、こちらにつきましては先ほどと同様、建設機械等の賃借料を計上させていただいておるところでございます。

15節の工事請負費2,330万円、こちらにつきましては、内訳といたしましては道路維持修繕工事として200万円、舗装修繕工事として1,000万円、道路附属物修繕工事といたしまして400万円、道路維持修繕工事、こちらは除草等の工事の部分でございますが330万円、それと最後に道路のり面修繕工事として400万円を計上させていただいておるところでございます。

16節の原材料費につきましては、セメントや簡易舗装材等という修繕用の原材料費を44万円計上させていただいておるところでございます。

次の75ページでございますが、3目道路新設改良費、本年度予算額9,550万円ということで、対前年度との比較で大幅な増となっております。

このうち、13節の委託料、それから17節の公有財産購入費、22節の補償、補填および賠償金につきましては、今現在、町道笠置有市線の改良計画を行っておるところでございます。この改良計画に伴う交付金等財源確保のため、概算で計上させていただいておるところでございます。

15節の工事請負費4,500万円、こちらにつきましては、かねてから継続しております笠置山線の改良事業ということで、前年度は当初で1,800万円の計上をさせていただいておりましたところですが、今年度は当初4,500万円ということで交付金等の要望も

行っておるところでございます。

次に、4目橋梁維持費でございますが、本年度予算額2,757万5,000円で、前年度と比較いたしますと1,370万円の減少となっております。大きなものいたしましては、橋梁点検業務等で700万円、昨年度と比較して減少しておる部分がございます。

節の区分といたしましては、7節の賃金で作業員賃金として18万6,000円、それと13節委託料で、今年度につきましては補修設計業務220万円を計上させていただいております。

14節の使用料及び賃借料、こちらも建設用機械等の借り上げということで8万9,000円、それと15節の工事請負費、こちらは橋梁補修工事といたしまして潜没橋の補修を本年度予定しておるところでございます。

16節の原材料費10万円につきましては、先ほどと同様、補修用のセメント等の原材料費を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

76ページでございますが、7款土木費、3項河川費、1目河川総務費、本年度予算額8万6,000円を計上させていただいております。

節の区分といたしましては負担金補助及び交付金となっております、それぞれ説明欄に記載しておりますとおり、各団体からの負担金で通知額等に基づきまして計上させていただいております。

2目の河川改良費、本年度予算額51万2,000円、こちらにつきましてもほぼ前年度と同額を計上させていただいております。

節の区分といたしましては、7節賃金で作業員賃金18万2,000円、委託料10万円、こちらも毎年、東部区さんのほうにお願いをしております不動谷川の草刈り業務の委託ということで、本年度も同額で計上させていただいております。

14節の使用料及び賃借料、それから16節の原材料費につきましては、先ほどの項目と同じように、建設機械並びに補修用の原材料費をそれぞれ計上させていただいております。

下段になりますが、7款土木費、4項住宅費、1目住宅総務費本年度予算額1万円でございますが、こちらにつきましても前年度と同じく、旅費、普通旅費といたしまして1万円を計上させていただいております。

2目の住宅管理費2,535万2,000円、こちらにつきましては前年度と比較いたし

まして1, 190万5, 000円増額となっております。

内訳を申し上げますと、節の区分で1節報酬4万4, 000円、こちらにつきましては住宅の入居選考委員会の報酬ということで4万4, 000を計上させていただいております。

7節賃金、こちらにつきましては大工等賃金ということで、町営住宅内の小規模修繕等をお願いする際の賃金を計上させていただいております。

11節の需用費ではそれぞれ消耗品費、燃料費、修繕料ということで計上させていただいておりますが、修繕料につきましては、内部建具等の小修繕が必要な場合の費用ということで計上させていただいております。

13節の委託料900万円でございますが、こちらにつきましては、まず耐震診断の委託料といたしまして700万円、有市団地のF棟、G棟、この2棟の診断を行う予定をしております。それと、次のページに移りますが、町営住宅長寿命化計画更新業務ということで、これは以前に策定いたしました長寿命化計画、これの中間見直し等を行うというふうになっておりまして、本年度、耐震診断等を行っておられないような奥田住宅や後谷住宅等、今後どのような方向で進めていくのかというようなところの検討も含めて更新業務を行うということで計上させていただいております。

続きまして、15節の工事請負費1, 400万円でございます。こちらにつきましては、バリアフリー化工事といたしまして、これは浴室改修になるわけでございますが、850万円、現在のところ有市団地のほうで4戸できればということで予定をしております。それと、次の維持修繕工事、こちらにつきましては団地内の除草工事ということで200万円を計上させていただいております。

空き家除去工事、こちらにつきましては本年度も1戸実施する予定でございますが、奥田団地のほうで1戸取り壊しを行いたいということで計上させていただいております。

16節の原材料費につきましては80万円、前年度と同額、修繕用材料ということで計上させていただいております。

最後に、19節の負担金補助及び交付金10万円でございますが、こちらは、町営住宅へ例えば新たに入居者があった場合、地デジの工事等を行う必要があるということで、その負担金10万円を計上させていただいております。

建設産業課の説明は以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、10分間休憩します。

休 憩 午前 1 1 時 1 5 分

再 開 午前 1 1 時 2 5 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので申し添えます。

なお、質問される方はページ数をお願いします。

質疑ありませんか。向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

予算書のページ 29 には時間外勤務として 950 万円が計上されていますけれども、この時間外勤務、どういったことを想定されて計上されているのでしょうか、その内容について答弁を求めます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員の御質問されました職員手当の中の時間外勤務について説明させていただきます。

時間外勤務につきましては、通常業務時間内に終了しなかった場合であったり休日出勤、休日につきましては代休という措置をとっておりますけれども、時間数によりましては時間外勤務手当を支払っているというところでございます。

それとは別に災害時等の出勤手当というのを組んでおりまして、こちらにつきましては警報発令時に職員が出動したときに対処する手当としておりますので、通常の時間外勤務につきましては、業務が時間内に終わらなかった、また保育所等におきましては早朝保育であったり延長保育であったりということもございますので、それに対応するための時間外勤務を計上させていただいています。

以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3 番（向出 健君） 3 番、向出です。

災害時等緊急時の場合はどうなるかというのは最初に想定がなかなか難しいと思うんですけども、常態的な業務の場合はできる限りやはり時間外勤務というのは是正をされていくべきだというふうに考えるんです。その点についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

向出議員おっしゃるとおり、勤務といたしましては通常時間中に計画的に終わらせてもらうというのが原則だと思っております。確かにここ数年は地方創生の事業も多くあったり、職員にかなりの負担をかけているというところもございます。今回、さきの1日目の議会で定数条例も見直していただきましたので、職員の負担も平準化するようにいろいろと工夫は必要かなと思っております。おっしゃるとおり、職員に負担がかかっている、それが常態的に続いているということであれば、組織の見直しということも必要なかなと考えています。

以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 63ページ、保健衛生費、診療所費、19節の負担金、広域事務組合分担金の休日診療なんですけれども、現在、笠置町民は休日診療を何名ぐらい年間使われているのか、お聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございます。本年度、28年度は先月まではゼロ人ございました。27年度は一、二名という記憶がございます。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） それに対して経費というのは今幾らほどかかるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

予算書で166万2,000円、これが休日診療にかかる分でございます。積算基礎でございますが、経常経費、それから運営経費というふうに広域事務組合の分担金条例に基づいております。経常経費は幾らかかる、運営経費は幾らかかる、そこで均等割と人口割というふうなことで、今、細かな積算資料は持ち合わせておりませんが、詳しい資料は、もしよろしければ後日提示させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） ゼロ人という人数に対してこれぐらいの経費がかかるということを知っている方も、それこそ縦割り行政なんで、こういう住民サービスがあるということ、これからはIターンもそうですしUターン、移住計画ともに組み合わせて、一つ

の事業としてこの経費が無駄にならないような努力ができないものかということ行政が一つになって考えていただきたいと。少しそういう人数が少ないという話を聞きましたんで、実際、経費がこれぐらいかかっている、今、地方創生でこういう動きがある、じゃ一つになればこの経費が無駄にならないという努力ができないものかということを考えていただきたいと思います。

以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

坂本議員が今言われました点につきましては、所管課としてもそのとおりだと思います。この診療所を有効に利用していただけるようにPRするというのも大事ですし、よりよく利用してもらう体制を整えるというのも必要かと思います。その辺は費用対効果としてはなかなかあらわれにくいところがございますが、言われました点につきましてはこれからもっと重点的に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

98ページに書いてありますように、笠置有市間改良事業5,300万円計上されているんですが、これに関してお聞きします。先ほど説明は一応聞いたんですが、場所的に有市となりますとどのあたりをやられるのか、そういう点、お願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置有市線、確かに最も長い延長の町道でございます。今回計画しております場所につきましては、旧長山寺、あの前から西に向かってというか、峠に向かって次の三差路までの間の約100メートルの間が幅員が狭いということで、計画をしておるところでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今説明を聞いたんですが、75ページ、ここに出ております補償、補填及び賠償金4,300万円、これは一応そういう今言われました地域についての結果ですか、説明くだ

さい。

議長（杉岡義信君） 松本さん、もう一回言うたって。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

もう一度、75ページの22項目、4,300万円、補償費と出ているんですが、この有市の改修の分が入っているんですか、それをお聞きしたいと思います。わかりましたか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども説明で概算でということで計上させていただいておるところでございますが、先ほど説明していただいた部分の100メートルの間でまだ道路の線形等きちっと決まったものはございません。そのうちの部分的なものになってくるんですが、その間の補償費の一部ということで見込んでおるところでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今の話なんですが、改修工事されるのはもちろんいいんですけども、74ページに出ています舗装調査業務、この調査をやられる以上は一応ボーリング等の調査をされて、結果がオーケーということでこの事業は予定を組まれたのか、御説明願います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

当該改良計画につきましては、道路に沿った形でのボーリング調査並びに今現在その道路周辺におきまして以前に改善事業等で設置した施設等もございまして、その辺の安全対策も含めてということで調査、対策を今現在検討しておるところでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

調査をされているんですが、その結果が出たんですか。

それと、そういう有市地区の工事につきましてはいろいろ府からやってもらいました急傾斜もありますので、府との兼ね合いも加味した結果のボーリングかどうか、再度お聞きします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、のり面対策等でボーリング調査等をした部分については必要な対策工等について検討をコンサルタントのほうで行っていただいているところでございます、今の時点ではまだその結果というものは出ておりません。

あと、京都府の施設等との関係でございますが、そちらにつきましては今現在、あわせての検討というものは行っておりませんが、今後、京都府とまた相談等をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これにつきましては、予算で上がっている以上、地元等の交渉の同意等はもらっておられるんですか。それとまた、説明会もやられておるんですか。その点お聞きします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、今現在、道路の線形等の検討も行っておるところでございます、はっきり申し上げまして、用地等の交渉等は一切まだしておりません。今後、対策等を講じる必要のある部分というのが生じてまいりますが、その辺、こういった中身を行わなければならないかというふうなことがわかってきた時点で、やはり地元への説明というようなものも検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

これ、ボーリング検査をされて府とも調査された結果、もしこれによる事故等によつての責任は行政がとられるんですか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

事故等そういうことがないように今現在必要な対策等を検討しておるところでございますが、当然、町が何らか施工したことが起因するものであれば、それは何らかの形で責任というものを負わなければならないのではないかとこのように感じております。

以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

これは質問しようとは思ってなかったんやけれども、今の関連の75ページ、ちょっと質問します。

これ、有市線を改良しようという計画ですね、拡幅ね。そのために公有財産購入費として500万円、それから補償費として4,300万円という形で上がっていますが、この補償費というのはどういうことで補償が出てくるんですか、説明願えますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、あくまで概算という形で計上させていただいておるところでございますが、道路の改良、拡幅というふうなものを実際に行うというふうになった場合、当然、拡幅対象となる場所に今現在、民地なり民間の建物、家屋等がございます。そういったものの移転なり用地の買収の費用というものを概算で計上させていただいておるところでございます。

以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） ということは、補償費の4,300万円というのはまだ今これだけという根拠的なものはないということなんですか。

それと、購入費ということは土地を拡幅すると当然民地を購入することになると思うんですけども、その購入費は500万円程度で済んで、補償費がなぜ4,300万円も見積もることになるのか、その辺ちょっと納得できひんねんけれども、その辺について説明してください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

土地のほう、実際の価格等を決めるに当たりましては不動産鑑定等を行った中で単価というものを決定していきますが、現在、それも行っておりません。補償費につきましては、実際に家屋が建っておりますので、直近2年ほど前に例えば平田線とかで移転の補償等を行ったケースがございます。やはり家屋の補償となるとかなり高額になるということで、あくまで概算でございますが、そういった形での金額を計上させていただいておるところでございます。

ます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

大体わかりました。というのは、まだちょっと、これ計画的にやるんやったら、その辺までの作業はもう終わっておかんとあかんわな。そやから、まだそういうこともできていないというんやったら、今ここでわけのわからん金額を上げておくのやったら補正か何かで出したらどうですか。もうちょっとちゃんとはっきり調査もして、終わった時点でやるというような形をとったらどうなんですか。それを。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西岡議員の御質問でございますが、実際問題、このような移転でありますとか用地の買収というものが行えるというのは、先ほど松本議員の御質問でもありましたとおり、現在、今道路周辺の旧施設等の安全対策の検討を行っております。そちらの検討結果が出まして必要な対策というものの方向性が決まった段階での実施になろうかと思っておりますが、ただ、先ほども申し上げましたとおり、これまでからこの事業につきましては社会資本整備交付金等を財源にやっておりますし、交付率が年々かなり減少してきておるという中で改良計画に伴います交付金等の財源確保というような部分も含めて計上させていただいておるところでございます。また、当初予算に計上することによりまして補助金、交付金裏といいますか、起債等の借り入れ計画等もつくりやすいといったこともございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、実際、今こういった費用の支出というのは、のり面対策等の必要な対策が講じられるというようなことが決まった後の話になってくると思います。

以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

違う質問。39ページ、先ほど企画観光課のほうの説明で、地方創生絡みの駅前広場整備事業とか、それから駅周辺整備設計委託とか、いろいろ地方創生関係の事業が上がっていると思うんですけども、地方創生については今年度、加速金型の交付金とそれから推進型、推進型は2分の1が町単費でやらんあかんという形でやっている中で、その結果については今後検討していかなんとあかん問題があるんです。これ、地方創生絡みの去年立てた総合戦略、

5カ年の。これの中で29年度でやっていくという地方創生絡みの整備事業、これはどれだけあるんですか。私、今2件しか言うてませんけれども、ほかにまだあるんですか。その辺ちょっとお伺いします。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

推進交付金とか28年度実施しているところにつきまして、3月末で一応成果なり結果報告を受けた中で、それをまとめてまた29年度に、補正にはなつてこようかと思うんですけども、そういった部分で計上させていただくことになろうかと思えます。

28年度の成果といいますか、そういったところを精査する中でまた再度補正なりで計上させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

予算書38と39にまたがって、委託料の中で駅周辺整備測量設計委託400万円、それから39ページの工事請負費で1,650万円の駅前広場整備事業、これ、大きな意味で地方創生でございますが、地方創生交付金事業ではございません。京都府が本年度新たに補助金要綱を設けました駅再生事業補助金、ちょっと正式名称は違うかもしれませんが、京都府の交通政策課の所管する補助金のメニューでございます。ただ、事業としましては地方創生事業の中の一環としてやるんですけども、補助金メニューとしてはそういうことでございます。

その部分で企画観光課と保健福祉課が今の28年度については一緒に協議なりさせていただいた事業でございますので、その点だけ私のほうから説明させていただきました。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） わかりました。ということは、この事業については別に府の交付金としていただけると、こういうことでよろしいですか。はい、わかりました。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑はありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

午前中に引き続きまして、戻りますけれども、ページ75の有市線の改良工事についてですが、少し確認しておきたい点がありますので2点ほどお伺いをいたします。

先ほど、補償費等については概算として出したということですが、4,300万円と大変大きな額となっています。こうした工事、のり面のところもあるという場所ですし、やはりこれだけのお金を使うところでもありますから地元の方への説明等の必要性も出てくるのではないかというふうに思うんですけれども、こちらのほう、地元からの要望として道路を拡張してほしいというふうに上がっていたんでしょうか。それから、安全面についてなどの説明については十分なされていくんでしょうか。その点お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

当該箇所の改良につきましては、かなり以前から幾度となく笠置支部のほうから要望があったというふうな話は聞いております。今回の事業化に向けまして平成25年度に動き出して、今現在に至っておるといような経過でございます。

あと、地元に対する説明等につきましては、先ほども御説明させていただいておりましたとおり、現在まだ路線の線形等も検討しておる段階でございますし、周辺地域の安全対策等についても検討しているところでございます。

今後につきましては、一定そのような部分が整理できました際には地元等への説明等というものも必要ではないかというようなことも考えておりますので、今後検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど西岡議員のほうからもありましたけれども、補償費についてなんです、本来計画をまだしている段階であれば、土地購入費などは本事業が本体の工事が始まる段階でやっていくものじゃないかと私も思うんです。懸念されるのは、計画は進めたけれども、例えば土地交渉について所有者の方が反対をすとか応じられないという状態があれば計画自体がとまってしまうと思うんです。先ほど、これはあくまで概算であるということで、用地交渉まで至っていないという内容の説明でしたけれども、一定のめどなり見当なりというのはつけておられるんでしょうか、その辺答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、先ほど来繰り返しておりますとおり、まだ現在、正式な線形等については定まっておられません。路線選定なりといった行為の中で地質の調査等を行う際に地元からそういった要望がある中で、こういうふうな計画がありますと、実際にその計画が実施に至る際には協力していただけるような意向があるかといったような程度の把握はやらせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 今の件で3人の議員の方がいろいろ質問されましたけれども、私は視点を変わって若干質問させていただきます。

まず、このやる目的と必要性、そして私もこれ、質問する前には、もちろん昔からようあそこはウォーキングで歩いて、傾斜地というてわかっておるんですけども、もう一遍、何日か前にあの辺の近隣の方に聞き取り調査をしました。そうすると、これは今25年から云々とおっしゃったけれども、これはもう立ち消えになったと聞いているという、えっそうですかと言われました、何件かの方に。それは、もう私が実際に行ってそういうことをおっしゃいました。

それと、先ほど出ていますけれども、やはり住民の方の理解が、総意が得られているかどうか。例えば区長が主導で地域住民の方の理解、やっぱり100%は無理やけれども、50%、70%、80%いけばいいんだけど、その方の恐らくそういう総意があれば賛成されればいいと思うんです。そういった住民の方の、先ほど説明云々はありましたけれども、どうですかとか、やはり住民の方の総意がなければこの工事が進められるかどうか。

それと、今予定されている立ち退きとかいう家は何軒ありますか。そして、もし立ち退きで反対された場合は、この工事はどうされるのか。

そして、一番大事なことは、先ほど急傾斜地という話も出ていましたけれども、私もずっと峠阪というんですか、向阪との合流点、広場の横に京都の土木事務所の急傾斜地の看板がかかっておりますわ、どっと。だから、この工事もしする場合は京都府の許可が要るんかどうか、ちょっと私も勉強していませんけれども、いわゆるそういう急傾斜地の、もう古くなっていますけれどもそういう土木事務所の看板がかかっておりました。だから、京都府のそういう相談というか、京都府がオーケーするんか私もちよっとその辺はわかりませんが、京都府の形とはどうなるんだとか、それと、こういう急傾斜地ですから、土木工事を

やった場合にもしずれたりとかそういった場合、補填の話も若干出ていましたけれども、一番心配するところはそこなんです。そうやって私もウォーキングで行ったり、それから先ほど言いましたように下から見ていましたけれども、下の大概のコンクリはもう古くてひび割れして、ちょっと継ぎ足しているようなところもあります。

だから、上に例えばそういうしっかりしたものを建てたかて、下に急傾斜地の住んでいる方のひび割れとかしているところの土砂が一斉にならへんかとか、そういう心配もしております。一遍、いろいろ言いましたけれども、すみませんをお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

件数がたくさんでしたので、ちょっと私、答えるのが抜けていたりした場合はまた言っただけたらと思います。

まず、この計画は立ち消えになっていたのではないかというようなお話ですが、いろいろと先ほどから申し上げますとおり、まず線形を当初計画するに当たりまして地形の測量なり何なりさせていただいて、期間は経過しておりますが、今現在ののり面対策の予算も昨年度上げさせていただいていた分でございますし、引き続き計画のほうは続けさせていただいておったということでございます。

この工事をやる目的といいますのはいろいろあるかと思えます。実際に今歩いていただいているということでありましたら、車が対向できるような場所も少ないということと、結構な急勾配の道であるという中で、なかなか対向するとどちらかが下がらなければならないといった中で非常に困難だというようなお話も伺っておりますし、今回計画しております間、全て改良とかができるようでしたら、循環バスも上まで上がれるといったいろんな効果があるということで、今事業化に至ったというふうに聞いているところでございます。

あと、急傾斜地との関係でございますが、基本的に急傾斜地のほうは山の関係になるかと思えます。今回、道路の部分と恐らく大倉議員がおっしゃっていただいている急傾斜地、有市は急傾斜地が多いところでございますが、その辺は、朝から質問にもありましたとおり、近隣に施設があるということで今後、京都府さんのほうとも相談しながらやらせていただく必要はあるのかなというふうに考えております。

あと、古い施設等につきまして、これも朝から申し上げていましたとおり、今現在そういうふうな部分の安全対策等検討をさせていただいておるといような中身でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） これ、数に勘定せんといいて。立ち退きの家は何軒と言ったけれども、まだ答えて……。予定の。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 当該区間に存在しております家屋というような話になりますと、7棟ほどになるかと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 先ほど目的とか私、お尋ねしましたけれども、やはり一番大きな目的は車の通るといって感じで循環バスとかおっしゃってました。100メートルぐらいのところ、そうするとあれ、私は北笠置からよくウォーキングで東部までずっと歩くんですが、東部のほうでも結局あのところは狭いんです。だから、その100メートルだけ、そこを同じ幅やのに何をする必要性の問題が、目的が、幅を広げる理由がちょっと私にはよくわかりません。

車のためだったら、それやったら笠置町全体、切山でもそうですよ。私、切山もよくウォーキングしますけれども、あそこでもデイサービスの方、よく毎日走っておられます。御苦労なことと思います。大変ですよ。だから、あそこでも町バスと行き違いとかなかなかできない、離合できないところがたくさん笠置町はあるんです。だから、その100メートルだけ何でやろうという必要性があるか、私にはよくわかりません。

本当に、先ほど言いましたように南でもそうですよ。やっぱりデイサービスの方、狭いところへほんまに行ってはること、御苦労です。込み入っておられるところも確かにあります。本当に關心するんですけれども、そういったことを考えたら、そこだけが何でそういう予算をかけてやらなければならないのかという必要性の問題が私にはわかりません。どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの大倉議員の御質問でございますが、確かにおっしゃられるとおり、ほかの場所でもほとんど町道というのは1車線ですので、車の対向ができないところは多々あると思います。その中で事業化に向けて至った経過というのはいろいろあると思うんですが、以前から引き続き今そういった地元のほうから要望があった中で、今回事業化の判断をされたということだと理解しております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それで、今そういう判断と地元の方というけれども、区長の方とか御存

じかどうか。先ほど言いましたように、私は何件か3日、4日前行って調査しました。家にわざわざお邪魔して何件かお聞きしました。先ほど言ったように、もうこれは立ち消えになったと聞いているという話をおっしゃっていました。だから住民の総意が得られているかどうかというのが一番基本なんです。だから、そういった問題をぜひとも、今からでも遅くないですから、クリアできるように努力をされてほしいと思います。

そして、一番大きな問題は、こういう急傾斜地になるので、工事中とか工事後に本当に土砂災害、今は災害というのはいつ起こるかわかりません。笠置町はここだけと違って、どこで起こるかわかりません。だから、そういった工事に起因する、先ほど言ったように下のり面とかのコンクリートはほんまに古くてひび割れしているところもたくさんあります。現地へ行って、見ていただきたいです。

だから、そういったところを工事をやって、上だけが本当にきれいになって下がどっいたら元も子もないということなんです。これは人災になる可能性も出てくるんじゃないかとも思います。だから将来、そういう町が補填というか、なくなるんやったら、ほんまにその必要らは大変なことになります。けがでもされて、家でも本当に潰れた場合とかどうなるかということは、やっぱり心配されているんじゃないかと思います。その辺どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

今の点につきましては、午前中もお答えさせていただきましたとおり、そういったことのないように今、必要な対策等について検討させていただいておるところでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

少し説明を聞いたんですけれども、再度お聞きします。

16ページです。住宅使用料を本年は271万9,000円計上されていますが、滞納金が73万1,000円です。予算に対して26%を占めています。これの職員の徴収方法はどうなっているのか、また滞納金に対する時効はあるのか、その点説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございますが、滞納金に関します徴収体制につきましては、職員によります文書通知並びに訪問徴収という形をとらせていただいております。

ます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今お聞きしたんですけれども、職員の徴収方法はどのようになっているのか、それと滞納金に対する時効はどうなっているのかと聞いたはずですが、2つ質問したんですけれども1つしか答えてくれないということはどういうことですか。私の言い方が悪いんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） すみません、大変失礼いたしました。

住宅家賃につきましては、滞納の時効というものはございません。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

わかりました。よろしくお願いします。

続きまして、29ページ、時間外勤務手当950万円が計上されていますが、時間外勤務については社会的にも問題があります。何か特別な事業をする案はあるのか、また少なくする対策、方法はないのか、この点よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

朝からでもちょっと触れさせていただきましたが、時間外勤務手当については地方創生の事業であったり職員は休日にいろんな事業があったり、出勤してもらった分に対して支払っています。通常業務につきましても勤務時間外に及ぶこともありますので、その分につきまして支払いをさせてもらっているというところになります。

もちろん、休日の出勤になりますと代休措置というところもありますが、職員の負担にもなっておりますし、職員定数をふやした中で業務の割合であったり内部での事務量の調整であったりということは考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

その点はよろしくお願いします。

では、続きまして68ページなんですけれども、ここに林道維持管理委託250万円が計上されています。この維持管理費について具体的に説明をお願いしたいんですが、例えば切

山林道が工事のため舗装が割れており、側溝が詰まりっ放しであります。この管理も入っているのか、御答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの松本議員の御質問でございますが、林道維持費で計上させていただいております委託料250万円につきましては、今現在笠置町で管理しております林道のうち三国越線、横川線、切山線、野田線の除草工事を行うものでございます。

それと、林道切山線が京都府の地すべり対策工事によってかなり舗装が傷んでおるといふ部分につきましては、これまでから京都府さんの工事が一定終了した時点で部分的な補修等を行っていただいておりますということでございまして、今回予算を計上させていただいている分には、そういった部分の維持管理の費用というものは含まれておりません。

それとあと、水路が詰まっているというお話でございましたが、こちらは先ほど御説明させていただきましたとおり、同じページの15節の工事請負費、こちらのほうで今年度、切山線の側溝、水路清掃です。こちらのほうは全部はできないかと思うんですが、部分的にでもひどいところを中心にやっていきたいということで計上させていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

そういうことでしたら、舗装の割れ等を十二分に説明してもらって、修理をお願いしたいと思っております。この道は町が管理しておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、71ページなんですけれども、ここに負担金補助及び交付金678万6,000円が計上されています。その中で90万円笠置町観光協会補助金が計上されていますが、笠置町観光協会は解散されたんじゃないんですか。この名目はどういうことですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 大変申しわけございません。松本議員御指摘のとおり、観光協会につきましては解散されて現在、一般社団法人観光笠置となっております。これにつきまして、先に気がつき訂正させていただければよかったですけれども、その点でおわびしたいと思っております。この項目につきましては一般社団法人観光笠置ということでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

観光笠置なんですけれども、今回71ページ、商工費、19節負担金で90万円の計上が

ありますが、一体観光笠置に年間、町はどれぐらいのお金を負担しているのか、事業も含め、ちょっとお聞かせいただきたい。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） ただいまの坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

補助金につきましては、以前の観光協会のおきから90万円ですと来て、その分を90万円ということで同じ金額を上げさせていただいております。

それと、観光笠置へは、13節の委託料で上から3つ目の公園清掃委託300万3,000円、これについては京都府からの全額委託金が入っています。それと、その下の河川敷草刈りで54万円、それと駅前装飾で春夏秋冬造花というんですか、あれを飾っていただいているのが20万6,000円、それだけです。委託料として観光笠置でお世話になっているのは以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

結構なお金が観光協会に入っていると思うんですが、ならば、し尿だったりとか清掃だったりとか自分たちで賄えないお金なのかなと思う疑問が一つと、観光笠置が今そういうふうな町の補填で運営を行っている。観光笠置という団体は一体何を目的として今動いていらっしゃるのか、わかる範囲でいいんですが、お聞きしたいです。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 坂本議員の質問にお答えしたいと思います。

十分な回答になるかどうかわかりませんが、笠置へ来ていただく誘致、町の活性化に向けた取り組み等、そしてまた連携できるであろうところ等の協議、そういったところで、やはり笠置の活性化に向けた取り組みをいろいろと考えていただいているのではないかとこのように思っております。十分な回答ではないかもしれませんが、そういったところでは。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

僕のイメージですと、まちづくり会社も含めですけども、こういう出先機関がふえるたびに町の出資がふえて、一体何をやっているのか、ちょっと見える化が薄いように思われます。そして、僕の感覚で申しわけないんですけども、観光笠置の主な動きが大きく思えるのは河川管理なのかなという印象を今受けております。

河川、いろいろな難しいことがあるということはよく聞きますけれども、平成23年4月に国の規制緩和により、河川の利用がすごく緩いものになってきていると。実際、埼玉県だったりとか大阪だったりだとかというところでは、河川の利用を含めてまちを運営しているということが多く見受けられます。

僕の知っている限りでは、笠置の河原、キャンプ場は占用にかかっているかと思うんです、町の。だったらなぜ運営しないのか。都会の河川はこんなに開かれた場所になっているのに、年間、今笠置の河原には、ボルダー、カヌー、キャンプを含めたら7万人ぐらいのお客さんが来ているというふうに認識しています。そのうちキャンプ場には5万5,000人ほどの観光客が来られているように思います。単純にその方々に500円のお金を落としてもらえらるような仕組みをつくれば、2,500万円から3,000万円のお金が動くんですよ。なぜ、この小さい笠置の町でできないことが、あの大きい自治体ではいとも簡単にできて、何がそうさせるのか、町はこれに対してどう思っているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

23年から河川法が変わったんですか、管理が緩くなった、そういうことで、もっといろんな使い方があるじゃないかと、そういう提案をいただいたと思います。そのことについては、また観光笠置の方ともお話を進めさせていただいて、改善していけたらなと思っております。

なぜ町で管理しないかということだと思っておりますけれども、一度観光協会が解散をされました。そして新たに観光笠置が立ち上がったわけですがけれども、私も観光笠置の副会長をさせていただきました。そういう流れで流れは一番よく知っているわけですがけれども、そのときに、行政から強く強く観光笠置のほうで管理してほしいという要請を受けていたわけです。何度となく町で管理をしてほしいということをお答えしていたわけですがけれども、それを超えて、どうしても観光笠置のほうで管理をしてほしいという強い要請を受けて今に至っておるわけでございます。その辺のことも十分理解をしていただきたいと思います。私は思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 管理だけでいいんですか。年間、管理だけだとランニングばかりかさむだけだと思うんです。管理するノウハウができたのであれば、次は運営をしていかなければならないでしょう。そう思うんですけれども、具体的に町が観光笠置に望む運営方法とか、そういう指導はなされているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） まだ観光笠置が立ち上がって2年を経過したばかりでございます。やっとやっておられる事業につきましてもスムーズにこなせられるような状況であると私は理解をしております。河川管理だけではないかとそういう御指摘でありますけれども、今回、河原にハイキングコースなど、笠置にある自然環境だとか歴史的資源を書かれた大きな看板を設置されます。それに基づいて、キャンプ場に来られたお客さんをそういうところにも誘導していこうと、そういうふうな動きもしていただいておりますので、さらなるこれからの活躍を期待しておるわけでございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 皆さん御存じのとおり、笠置には時間がないということは住民さんも含め皆さん十分知っていただいていると思うんです。2年が早いのか長いのか、それは別として、常に10年後、20年後の笠置が見えるような動き方を各種団体も行政も議会も含め、していかなければならないはずなんです。2年でやっとなかどうとかこうとかという話ではなく、常に、じゃなぜ5年で計画が立てられていないのか、じゃ前の観光協会は何をしていたのか、そういう話になってくると思うんです。前まで同じような流れで、笠置の観光というものは流れてきていたはずなんです。それが、観光協会が1年生だから、2年生だからできないということがそこに合致するのでしょうか。笠置の衰退はそこで一旦とまっているのでしょうか。ではないはずなんです。だからこそ新しくしたはずなんです。ね。

じゃ、新しくしたものが2年はちょっと勘弁してくださいとか5年は準備期間ですよとか、そういうわけではないはずなんです。なぜなら、一年一年笠置の状況は厳しくなっているんです。この一刻の猶予も許されない時間の中で、常に常に攻めた、前に出た改革とかビジョンがないと、この町の未来は僕はないと思うんです。

町長もいつもおっしゃる、笠置は観光のまちだと。それは僕も重々わかっているつもりですし、僕にできる努力はいつもさせていただこうと、そう思っております。だからこそできる観光笠置の運営だとか、町から要望していつもらえないものかなと僕からの要望として、この質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

29ページの参与の予算552万円、30ページには103万円の期末手当と書いております。この前、私が行って経歴書をいただきましたけれども、京都府できょう部長までやら

れた方が参与で来られたということなんです。本来なら副町長なりで来られるんじゃないかと思って経歴を見たら、28年から3カ所の取締役とか非常勤講師、それからどこかの顧問とか書いていますので、なかなかお忙しい方だと思うんですけども、基本的には私はこれ、賛成ですよ。だけど、これだけ忙しい方が笠置町にほんなら何日ぐらいの約束というか、来てもらえるのか。

そして、先ほど言ったように、副町長と参与とではもう全然違うんですよ。去年、27年か設置されました笠置町参与の設置に関する条例、職務は第3条で「笠置町の適正かつ効果的な行政運営を図るため、施策に参画し、その処理にあたる。」ということ。副町長であれば人事権とかいろんなものも全部含まれると思うんですけども、恐らくこういう企業に行っておられるんでなかなか忙しい方ですから、副町長は断られて参与になられたと思うんです。なぜ副町長として呼ばれなかったのか、その辺のところをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今度、4月から来ていただく予定になっております参与の方は常勤でございます。私の思いといたしまして、やはり副町長とあられる方は笠置町のことをそれなりに知っていただきたい、そういう思いがございます。今度来ていただく方はすごく有能な方だと私は思っております。けれども、まだ笠置町の内部については詳しくは御存じではない、そういう形で、私はしばらくは参与で頑張ってください、それなりの笠置町について知識を持っていただいた上で副町長になっていただきたい、そのような思いで当面は参与で来ていただく、そういうお話をさせていただきました。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

町長のほうからは参与のことについて説明されました。先日の議会運営委員会の方に参与に就任予定の方の履歴書をということで提示させていただきましたが、任命については4月以降になっております。ここでその方の人なりの御紹介は、できたら控えていただきませんでしたと思っております。個人の特定になってしまいますし、まだ決定した事項ではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今の前田課長、私は個人名も何にも言ってません。会社の名前も言ってません。そんなことぐらいはどうってことないのと違いますか。個人の名前とか言ったり何

も言ってません。それはちょっとだめですよ。それはもういいですわ、その議論は。

それで、何でという、町長はいきなり副町長に笠置を知ってもらうって、そんなところは副町長で来てもらうところ、どこでもあるんですよ。いきなり入ってもらうところ、どこでもあります。

そして、今おっしゃったように、例えばこれ1年更新ですけども、1年更新で、それじゃ副町長として今度お迎えする予定はあるんですか。

そうすると、先ほど今、前田課長からちょっとクレームがつかれましたけれども、この会社へ行っておられる3つあるのは退職されて、わかりませんが、来られるかどうか。そうでないと、何のために副町長で入ってもらえるかというのは、言うたら悪いけれども、片手間に来てもらうということになるんじゃないかと。それと、先ほど答えてもろってないけれども、大体何日ぐらい勤務されるんですかと聞いてんねん。その話とかはされているんですか。それ、まだ答えてもらっていないですけども。

議長（杉岡義信君） 大倉君、今、その中には参与の話をしているんです。だから、副町長は全然話になっていないので、副町長の話はやめておいて参与の話をしてください。

5番（大倉 博君） 町長が副町長と話をおっしゃったから、どうですかと聞いたんですよ。

議長（杉岡義信君） だから、議題としては参与です。参与の話をしているから、それで副町長の話はあるかないか別として、参与で話をしてください。

大倉さん、まだ議長から大倉議員と指名していないので、ちょっと待ってください。

5番（大倉 博君） すみません。

議長（杉岡義信君） まあ1回座ってください。総務財政課長が答弁ということで、ちょっと待ってください。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、議長からもおっしゃっていただきましたように、今回の当初予算には参与として上げております。副町長の話というのは議会運営委員会で説明させていただいただけで、今回の当初予算には参与という形で説明させていただいているはずですが、副町長という言葉は大倉議員からの質問にあって町長がお答えしたと、そういう認識を持っております。

議会運営委員会の中で議員さんに御提示させていただいた資料ではありますが、ほかについてはまだ決定事項ではないですので、そこらは副町長ということでもありませんし、予算書の中には今、議長もおっしゃっていただきましたように参与として計上しておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 大倉君、質問の中身を変えてください。

5番（大倉 博君） 私もこの方は京都府で何回かお会いして、今ちょっと顔を覚えていないんですけども、なかなかの人という、友だちにも聞いております。この間も京都府の方にお聞きしました、どんな方かということも。それは聞いております。

だから、本当はこういうふうに京都府から、私は前の松本町長にも京都府からもろうたらええとしつこく言うていたんで、やっと今、来てもらえてありがたいなと思うんです。だから、京都府から町に入っていただいて、本当に笠置町というものを公平に見ていただいて、どうあるべきかということを実際に検討されてほしいなと思います。今後、やはりこの方には私も期待しておりますし、私も先ほど言ったように、ある方を通じて京都府でお会いしたことが何回かあるけれども、ちょっと今どういう顔とか余り覚えていないけれども、できたらそういう形で笠置町を、それともう一つは、京都府におられたんで京都府とのパイプ役というか、そういった形でも今後やっていただければありがたいなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本さん。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

お手元の80ページなんですけれども、ここに計上されております義務教育振興費135万8,000円、これが一応出ているんです。その内容が修学旅行費補助金7万円、学校給食費補助金128万8,000円、これは義務教育振興という形で名目は載っているんですが、義務教育となると中学までなんです、そういう点はどこまでの補助ですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回義務教育振興費で上げさせていただいております対象は、笠置小学校に在籍する児童、それから支援学校の小学部に在籍する児童、町内に在住する小学生に限らせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 教育に関しては一応連合が絡んでいると思うんです。その点、この補助金等については南山城、和束等のトップと話し合いはできているのか、そういう点をお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業をするに当たりまして、何回も連合教育議会のほうに相談、ま

た指導を受けに行かせていただいで、こういう事業を計上させていただいております。

また、村や和東の首長さんにこういうことをするのかということをお知らせしているかいうことでありますけれども、正式な会議での議題にはなっておりませんが、3人顔を合わせたときに、笠置町は29年度から修学旅行を補助する、学校給食を補助していく、そういう子育て支援としてこういう制度を立ち上げますと、そういうことについては御理解をさせていただいておりますので、町独自で子育て支援とそういう体制でされることには理解をさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今の話ですと町独自と。それでは非常に保護者の人は助かるんですが、教育となってきましたと名目上は義務教育で上がっています。そうなってくると、やはり連合としての取り組みが大事だと思うんです。連合の中には教育、ごみの処理の問題、福祉厚生委員会等があるんです。そういう中で、何回も聞きますが、各町村のトップとしての話し合いはついているんですか。これは、いろいろ連合ですから笠置独自の話ではないと思います。これを計上されたときは誰に話をされたんですか、回答ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この施策を実施するに当たりまして、連合長、副連合長さんには笠置の置かれている立場を十分話をさせていただきました。笠置町は今、小生は24人でございます。25人を境目にして複式学級を2つつくらなければならない、福祉学級が1つで構わない、またもう少しふえれば普通学級でいい、そういう流れの中で笠置小学校は推移してきております。25人を境にして教育環境がすごく大きく変わる、そういう制度の中で児童数の1人の占める割合というのは笠置小学校はかなり大きなものでございます。

私は連合議会でも発言していたわけですが、笠置小学校の人数が少ないから笠置小学校にやりたくない、そういう父兄の方が事実おられるわけでございます。けど実際入学された父兄の方は、こんなすばらしい小学校はないと言っていると思います。だから、その垣根といいますか、そういう笠置小学校に何とか入っていただきたい、そういう思いも込めてこういう施策を立ち上げるものでございます。

また、私は学校給食や修学旅行というのは教育の一環だと思っておりますので、こういう形での計上は私は妥当かなと思っております。

何回も言いますが、副連合長、連合長さんにおかれましては笠置町の置かれている

立場というのは理解をしていただいておりますので、笠置町独自の子ども・子育て支援策としてされることには同意をします、そういう認識を持っていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

私は、質問が悪いのかどうか知りませんが、そういうことを聞いてないんですよ。これは、どこで町として、連合として話をされたんか、されてないのか、誰にされたんかということを知りたいんですよ。そんなやっぱり町民のためにやってもらうことはいいんですよ。私の求めている回答と町長が発言された回答は違うんですよ。誰に話しされて了解をもって、連合としてこれをやろうと言われるのかということを知りたいんですよ。余計なことは聞く必要ありません。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町としてこういう施策をするということについて、教育長から構わない、してくださいという、そういう返事をいただいております。また、副連合長、連合長におかれましては口頭で、こういうことを笠置町は実施しています、そういうことをお伝えしております。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、松本議員の御質問で町長がお答えさせていただいておりましたが、事務方としての流れといいますか、説明させていただきます。

町長のほうから連合長、それから副連合長さんには了解をいただいているという話を受けて、町長から教育長に対しても話をさせていただいておりました。総務財政課といたしましては、連合の教育委員会の次長、それから学校教育の課長等と事務的に打ち合わせをさせていただきまして、笠置小学校の笠置町の町独自の施策といたしましてこういうことを実施すると。3町村それぞれ連合教育委員会として、施策として一律に3つの小学校の児童に対しては修学旅行費の補助を既にもう実施されておりますので、町といたしましてはその残りの費用について補助をしていこうということになりました。

手続的には学校長から町に対して対象児童数の修学旅行にかかった費用を請求していただくということですが、連合の総費用の中から連合教育委員会が補助される金額、それから国やら府の制度として補助される児童もいらっしゃいますので、その分を差し引いた金額を町のほうから補助するという形をとらせていただいております。

中の今回この負担金補助制度を導入するに当たりましては、教育委員会とも要綱についても細かく打ち合わせもさせていただいておりますし、事業についても教育長、それから学校長とも調整できております。そのことをちょっと申し添えました。失礼いたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。

今、話を町長以下聞いたんですが、先ほども話をしましたように、連合とは教育、ごみ問題、福祉等があるんです。その中で町長は教育委員長に話をしたということですね。しかし、その連合のトップは参加町村のトップと一応連絡はされたんですか。それで皆承認したんですか。その点ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） このことに関して、連合議会でも12月議会におきまして村の議員の方から一般質問をされました。そういう質疑の中でも教育長や連合長が答弁をされました。その中で、教育長も笠置町独自で子供支援策としてされることには何ら問題ないということをおっしゃっていただきましたし、連合長におかれましても、私のほうからこういう施策をすると、そういうことはお伝えをしております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の給食費の問題ですけれども、これは、私は東部連合の議員で、先日の東部連合の議会でこの話も出ました。ほんで、私は手仲村長、それから堀町長には確認したけれども、首長は正式に聞いていないということで、手仲村長なんかはうちはそういうことはやらんという話をしておりました。うち、町長は、教育長とは話をしてちゃんと調整をとったということは確認しています。経緯はそういうことです。

それで私、町長に再度質問しますけれども、給食費の無料化というか、それと修学旅行の無料化、これ確かにやってはることに對しては私も賛成です。そやけど、子供の教育上、本当に笠置だけがそういうことをやってええのか、そういうところは十分教育長とお話しされたと思いますけれども、この間の議会の中でも和束の議員から出ていました。例えば給食費は笠置小学校だけやから、外はわかりませんが、修学旅行なんかは相楽というか3町村は一緒に同じ日に行くという予定になっておるわけです。その中で一方は、笠置の人だけは無償で行かせてもろうているというような話が子供の中でも出るかもわからんというようなことで質問されていた議員もあつたんですけれども、私が思うのは、先ほど町長が子育

て支援やということでやっていきたいという話だったと思うんです。私は、それはそれで確かに子育て支援になるでしょう。そやけど子供からしたら、親に出してもらおうが行政が補助しようが、それは余り関係ないんじゃないかと思うんですよ。食の教育というのも、給食制度はちゃんとしいておる。それで、要するに無料にするということは保護者の負担を減らすということですね、これ。そやから、そういう形にしたら笠置の人口がふえるということにもつながっていくのかどうか、それも一理考えなければならぬと思うんです。そやから、そこらの基本的なことをやるんやったら、ほんなら小学校だけやなしに中学校まで、それは同じように義務教育の中としてやるべきじゃないかと私は思います。

そやから、そういうことで、やはり支援というのは確かに考えていくべきことでありますけれども、子供の教育面からいうたら果たしてそれがええのかどうかというのはもっと真剣に我々考えなければならぬと思うんです。というのは、今は子育ては、ヨーロッパのスウェーデンとかノルウェーとかあの辺へ行ったら確かに国が全部面倒見ているというような形で国策としてやっておられますけれども、まだ日本はそういうところまではいってません。そういうことからして、やはり子供は、私が古い考えかもしれませんが、親に育ててもらっているという感謝の気持ちは持たさんとあかんの違うかなと。何でもかんでも行政が補助をしてやっていくという考え方も私は一理考え直すべきじゃないかなと思うんです。

そういうことで町長、ほんまに今回導入した決意をもう一度聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私は、誰もが安心して教育を受けられる環境づくりというのが当然あるべきでございます。今、教育の格差だとかいろんな問題が起きているわけですが、どんな子もどんな環境にあっても平等に安心して教育を受けられる環境づくりをやっぱり行政として築き上げていかなければならぬ、そういう思いを持っておりますし、先ほども申し上げましたように、修学旅行や学校給食は私は教育の一環だと理解をしておりますので、私はこういう形で計上させていき、安心して子育てをしていただける環境づくりをしていく整備の一つだと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 教育の一環というのは確かにあるかもわからんけれども、教育というのは、食の教育と給食制度というのはちゃんとやっておるわけですよ。それから修学旅行もちゃんとやっているわけですよ。ただ、その経費を負担しているというだけのことですよ。これは、そやから直接教育には私は関係ないと思うんです。

それと、誰でも教育を受ける権利があるとか、それはもう当然です。そやから、国のほうではそういう人には就学補助制度というのものもあるわけです。そやから、収入の少ない人はそういう制度をちゃんと申請して受けられたらええわけです。そやから、給食を無料化したら教育やという考え方は、私はちょっとおかしいんじゃないかなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今の件について私も質問、これを大分自分なりに勉強させていただきました。

まず、なぜ教育費で、先ほど出ていますように、笠置町立笠置小学校だったら私はこういう項目の義務教育振興費で上げていいんですよ。今出ていますように連立立笠置小学校ですから、したがって笠置の例規集には、何も教育のことは書いておりません。

そして、これはどこの予算から法律に基づいて、どうせ条例か規則か見ていたらこんなものないんですけども、どういった規定の予算でいきなり7万円、ほんなら1人1万円なるのか、学校給食費128万円やったら何人に対してこれをやるんか、そういったことが全然議論ができないんですよ。

だから、これはどういう規定とかどういうことに基づいて、まず基本的には、私はこれは連合でやるべきだと、これは瑕疵ある行政行為だと思っているんですけども、一応この件について、まず根拠規定をおっしゃってください。どこでも根拠規定があるはずなんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

根拠規定となるものは、笠置町修学旅行費補助金交付要綱、笠置町学校給食費補助金交付要綱というものを制定しております。それに基づきまして予算計上させていただきました。

基礎となるものですが、修学旅行費につきましては全体に係る1人当たりの経費が2万4,000円を、これは連合で決まった金額、連合で計算されている金額ですけども、2万4,000円の笠置小学校に在籍する児童、支援学校に在籍する児童は今現在おりませんので、新6年生5名分です。連合での補助金が、1人当たり1万円を教育委員会の制度として実施されておりますので、笠置町としては1万4,000円、これの5名分としております。

先ほど、さきにいただきました御質問でも言いましたように、国の制度、それから府の制度等に対象となっている金額があるようでしたら、それを控除した金額を補助するということです。先ほど西岡議員がおっしゃりました就学援助費、就学奨励費、それが国の制度に当

たってきますので、それを受けておられる保護者につきましては、その分を控除した額、町が予定しております1万4,000円からそれを引くということで計算していくこととなりますが、今回の予算の計上に当たりましては1万4,000円の5人分としております。

学校給食費につきましては、1人当たり1食250円ということで計算をされていきます。全校児童は28名、現在支援学校に在籍しているお子様はいらっしゃらないということですので、現在、全校生徒、新年度28名を計算しておりますが、学年によっては年間の給食数が異なってきます。1年生や6年生は入学式、卒業式の関係で日数も少なくなってきましたので、その28名分を128万8,000円、そこで計算しております。大体、年間百五、六十食の計算をしておりますが、学年によって違いますので、そこらはきっちりと割り切れた数字にならないことは御理解いただきたいと思っております。

教育費で組みましたのは、子育て支援ということではあります、小学校に在籍する子供、教育費に該当するところを考えましたので教育費で組んでおります。当初予算にもありますように、例えば保育所でしたら民生費で組んでいるかと思いますが、今回は小学生に限っておりますので、教育費というところで組ませていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 先ほども言いましたように、これは連合教育委員会笠置小学校ってないんです。連合笠置小学校ですね。だから、予算も例規集に載っていないんですよ。それを要綱なんか勝手につくってやれるべき問題があるんですか。私はそうじゃないと思うんです。先ほども答えがありましたけれども、連合では、修学旅行では1人1万円以内、中学生は2万円以内と書いています。だから2万円以内を連合の中で議論されたいだけのことで、笠置町にはこういう教育、ここで議論するようなことじゃないと私は思います。これは、私はないと思います。

そして、もう一つ大きなことは、これをやっていることは要するに学校教育法に基づくものじゃなしに、補助という形、福祉という形で全国で調べたら10件ほどあります。これも曲がり曲がってこうやっているような感じであります。基本的には、学校給食法というのを御存じですか。御存じないなら言います。学校給食を受ける児童生徒は、生徒の学校教育法、学校教育法というのは小学生、中学生を含めてですね。に規定する保護者の負担となっております。そして、生活困窮とかそういう形の補填は、学校教育法第19条で、経済的支援を市町村がしなさいというのがあります。だから、それに基づいて京都府下ではどこもやっておりません。伊根町が今言った学校給食費の関係を法律に基づいて出しております。それと、

今言いましたように、笠置町が教育委員会に入っていないのに何でこれをやるんかと。そしていろんな、例えば一遍ネットでも調べてください。私も大分調べましたけれども、学校給食費無料化の概要というのは栃木の大田原というのがやっていますけれども、ほか10件ほどあります。

しかし、そこでやっぱり自分の子供のぐらいはお金を払うべきではないとか、自分の子供が食べるものは親が働いたお金が当たり前とか、それは、もらう人は賛成というのはあるんですけども、そういう議論も出ております。

したがって、この関係について、今さっき要綱とかおっしゃったけれども、一遍何に基づいているかということを見せていただいて、動議として議長、全体会議をその資料をいただいて議論したいと思うんですけども、皆さん方賛成かどうか、議長。

議長（杉岡義信君） ただいま大倉博君から全員協議会の開催の動議が提出されました。この動機について賛成者はありますか。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） ただいま大倉博君から全員協議会の開催の動議が提出されました。この動機は賛成者がありますので成立しました。

全員協議会の開催動議を議題として採決します。

この採決は挙手によって行います。この動議に決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、全員協議会の開催動議は可決されました。

これより全員協議会を開催します。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時17分

再 開 午後3時17分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

32ページの運転・管理等委託（広域基幹バス）の件で、これはことし初めて予算されていると思いますけれども、先ほど課長から話がありましたように月ヶ瀬から加茂間と聞いておりますが、これは福祉でやられるんですか。無料ですか、有料ですか。そして、参加町村の分担割合があると思うんですけども、そういった件。

なぜこういうことを聞くかという、笠置町には福祉バスはあるのになぜこういうバスを走らさなければならないのか、それがちょっと私にはわかりません。福祉バスを拡大されればいいことで、和東とか3カ町村するんだったら一番いいのは和東の木屋だけです。

そして、こういうバスを走らすと、恐らくちょっとは、そんなに全部じゃないけれども、関西線の乗客も減ると思います。笠置町は関西線の電化推進委員会でどんどん乗ってくれとか言うているのに、こういうバスを走らせるということはそれに逆行しているん違うかなと思うんですけれども、その辺いかがですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

広域基幹バスの無料か有料かという質問でございますけれども、これにつきましては、ことしの1月に無料で実証実験を約10日間ほどやらせていただきました。それで、今のスケジュールといたしましては、4月の下旬あたりから5月の頭ぐらいにかけてもう一度有料の実証実験をやろうということで話が進められております。それと、負担割合につきましては距離とかバス停の数等々を勘案した中で決定していくこととなります。

それと、このバスにつきまして客が減るのではないかとございまして、これまで実施しております事業、例えばJRハイキングなどをこれからも実施し、当然関係機関とも連携を図る中で乗客の増につながるような取り組みを行って、一人でも多く利用いただけるような形の取り組みをしていきたいと考えておりますし、また今回の計画では、2次交通の充実というところで、加茂駅から月ヶ瀬駅を163号を通行して、途中、笠置駅や大河原駅、そのほか沿線の主要な公共施設や集落を経由しながら結ぶ広域バスを計画しております。

運行時間につきましては、現在、日中ほぼ御存じのとおり1時間程度のJRの運行となっておりますので、その列車の中間時間帯をカバーするといったダイヤの計画をし、中間時間帯における利便性の向上や、またそれぞれの駅から遠い集落からのアクセス向上、そういったところで利便性を図れるのではないかとこのふうなことから計画をしているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 一応4月から有料で実験ということなんですけれども、これは、例えば奈良交通とかそういうようなところに委託という形になるのかどうか、そして、先ほど答へがなかったんですけれども、3カ町村の分担金割とかこの前ちょっと聞いておったんです。

その辺の割合負担とか、さっき答えていただかなかったんですけれども、そういったこと、その2点、これをまたお願いしたいと思います。

そして、先ほど3カ町村の人口がどんどん減ってくる、そうすると関西線の笠置駅でもらっているお金、27年は107万円、それから26年は111万円、25年は115万円、24年は115万円と、笠置町に入ってくるお金がどんどん減ってきているわけで、だから、そういったことも考えて、本当に関西線の存続の問題が将来的にできるかどうか心配するわけです。

だから、今言った人口割と車の大きさ、何人乗りとか、それから有料ということは青ナンバーというんですか、白ナンバーじゃなしに。そういったことで今言うた奈良交通かどこか企業の車になるかどうか、その辺。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） お答えしたいと思います。

負担金の割合ですけれども、今現在では南山城村が5、笠置町が4、そして和東町が1といったところの割合と試算をしております。

そして、何人乗りかとかそういったところでまだこれから協議をする部分が残っておるんですけれども、京都府を交えて3カ町村これから協議をしていくものでありまして、今何人乗りかといったところのお答えはできないんですけれども、協議を進めるところで御理解をいただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど1月に無料化の実験をやられたとおっしゃっていましたが、無料化で1日何人、総延べ何日やって何人乗られたか、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

実証実験を行いましたのは1月18日から31日まで、それで、土日は運行しておりませんでした。実際運行したのは11日間です。乗客数につきましては167名乗車いただきました。それと、1日3往復の運行でございました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 一応、大体お聞きしておると、3往復で1日にそうすると十二、三人ということですね。費用対効果とかそんなのは別にして、福祉バスではやっぱりだめなんです

か、笠置町の。そうでないと、これ予算が二百何万恒常的になったらまた経常経費的になってくるから、そういった予算がどんどん新規の予算というか、単年度でやるような予算がだんだん減ってくると思う。いろんなことを見ていると減ってくるんですよ。だから、そういったことも考えられないのかなという気がします。

だから、冬やからそれだけ多いんか少ないんか3往復でわかりませんが、4月からそういうことをやられるということはこういったことをやられるか、本当に目的というか、先ほどから何遍も言いますように、笠置町の福祉バスというのがあるのに、それを拡大して、例えば笠置やったら加茂まで行けるのじゃないかと、そういったこと、そして、先ほど聞き漏らしたか答えてもらったかわからないけれども、有料だったら当然株式会社なんかの運転手になるわけです。そういうことになると思うんですけども、そういった点とか、やはり福祉バスをもっと拡大的に、私も時たま、最近は余り福祉バス乗っていないですけども、福祉バスの運用というか、それをもうちょっとやられればいいのじゃないかと、私はそういうふうにあります。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

福祉バス、現在行っております循環バスを拡大してはどうかというところがございますけれども、今回の計画につきましては2次交通の充実といったところを目的としておりますし、循環バスを例えば加茂までといった話でございますけれども、現在、JRの時間帯に合わせて2台で運行しているんです。それでぎりぎり、駅に着いても乗り継ぎの時間が短いといった御意見もいただく中で、なかなかそれを加茂とかに回すことにつきましては便数を少なくせざるを得なくなってくるのではないかと思いますし、このバスを走らすことによって、また町の循環バスや村のほうでもバスが走っておりますし、和束のほうでは加茂駅から奈良交通のバスが走っております。そういったところの乗り継ぎといいますか、そういったところも十分加味しながら時間帯も設定していかなければならないと思っております。

それと、運行の委託です。それも現在、南山城村のほうが中心になって動いてくれているんですけども、業者のほうに今お声かけ等をしていただいているというところがございますので、また決定しましたら御報告等させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

すみません、重複した質問だったら指摘してください。

先ほどの75ページ、有市線のことでもうちょっと聞きたいことがあるんですけども、先ほど笠置支部からの要望と言われたんです。具体的には何の笠置支部の要望なんでしょうか。それと、拡幅工事で計画とか途中でとまっている線とかはほかにはないんですか。

あと、優先順位とかはどうやってつけてはるんですか。少ない予算でやらなあかんのはわかっているんですけども、その中でやっぱり優先順位をつけていって工事をしていくと思うんです。その辺はどうなっているんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

支部といいますのは部落解放同盟笠置支部のことでございます。

それとあと、計画の途中でとまっているような路線というものでございますが、町道の中で行きどまりの路線となっておるものも今現在、町道が63路線ほどある中で幾つかございます。そういったものも、当初そこまでの開設の段階では何らか別の路線に接続させようといったことが始まりでスタートした路線であるならば、何路線かそういった路線はあるかと思えます。今ちょっと正確にそういった行きどまりになっている形の路線が何路線あるか、ほかの町道なり府道、国道に接続されていない路線が何路線あるかというのは、今ちょっと手元に資料がございませんので詳しくはお答えできません。

あと、それと優先順位につきましては、改良等は通常の例えば今引き続き道路維持費のほうでやらせていただいています舗装の改良工事なんかにつきますと、以前に行いました調査に基づきまして、例えば通学路でありますとか、町道路線でも1級とか2級とか主要な部分というものがございます。その辺を総合的に判断した中で順次やらせていただいております。

新設等につきましては、いろいろ各区さんのほうから要望が出たりすることもあるんですが、なかなか今、財政の厳しい中、新設というのはかなり厳しいような状況で、現時点で新設というような形は予定していないというような状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

区とか住民からの要望はほかにもあるんですね。区とか住民からのほかの拡幅とかに関してはあるんですね。でもそれ、今話を聞くと協議会笠置支部のほうの要望を優先しているように思えるんですけども、どうでしょう。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 今回の計画につきましては、先ほども御説明させていただきましたとおり、以前から幾度となく要望していただいていた案件だというふうにお聞きしております。それが平成25年度に今回事業化していこうというようなことで判断を受けたものだと聞いております。

あと、ほかの要望につきましても、それぞれ区長会なり何なりのほうで要望をいただいた中で、実施する、もしくはちょっと困難であるといったような判断をさせていただいた中で、緊急度の高いもの、例えば小修繕的なものにつきましてはその都度対応させていただいているというような状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

39ページのJR笠置駅複合施設指定管理料48万円見ておられますけれども、これは笠置駅の施設を指定管理しようとしているわけですね。これは指定管理料ということですね。というのは、行政のほうから、町から指定管理者に対して48万円ということは月4万円管理してくださいということでやる予算ですか、これは。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問ですけれども、町のほうから指定管理をしていただける事業所に対してお支払いする額です。月額4万円の試算で上げております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 月額4万円の根拠と、それから追加議案で出すと言うておられる複合施設の条例一部改正の件がありますね、議案第17号で。この中には指定管理者がその施設のテナント料として4万円、これは利用料という名前になっておるけれども、利用料を4万円もらうというような追加議案が多分出されると思う。それとこの指定管理料との関係と、あわせて説明してください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

試算させていただきましたのは、現在、平成27年度、平成28年度で駅舎部分とトイレ部分の水道、ガス、電気代等の金額、それから清掃に係ってくる金額等を合計いたしまして、

うちの試算でいきますと約48万円弱になっておりました。そこで、月額4万円ということで48万円を計上させていただいております。

詳しくいきますと、水道、ガス、電気ともに月平均大体1,500円程度になっております。ガスにつきましては駅舎部分でしかありませんけれども、水道につきましては駅舎とトイレ、電気代についても駅舎、トイレの部分になってきておまして、その大体月平均1,500円で計算させていただいております。

もう一つ伺っていた件ですけれども、町からお支払いするのはあくまでも管理していただく金額になっております。指定管理の事業所と商業施設部分に入られるところとは使用料の契約といいますか、その分とあわせて運営していただくということを考えています。

商業施設部分、テナントの部分ですけれども、そちらについては入られる方が電気、水道等の支払い、もちろん電気のメーター等も別についているという工事になっておりますので、そこは全くこの金額の中には入っていないことになっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡さん。

1番（西岡良祐君） わかりました。

それから、先ほどの林道維持費の件でちょっと確認したいんですけれども、阿蘇林道というんか、あそこの中村の上っていく道。あれは去年、たしか加茂笠置の組合のほうで私、言ったと思うんですけれども、あそこで去年、土砂崩れ起こりました。そのときにも私は言うていましたけれども、あの道は、あのときの市田課長の話では、町としては林道という管理はしていないということをおっしゃったん違うかなと思う。それやったら先ほどの予算の林道維持管理費の中にも含まれていなかったと思うんですけれども、あの道は林道でなくても笠置町がつくった道ですね。そやから、町道にもなっていないのかどうか知らんけれども、あれはあのままほっとくということとはできないと思います、案の定去年も土砂崩れ起こっていますので。

そやから、もう現状は皆さんも御存じや思いますけれども、あその道は側溝なんかは全部もう詰まってしまって、道の真ん中が水路みたいになった形で流れています。もう土砂崩れが起こって当然です。だから、あれはあのままほっとくということは多分できないと思いますので、その辺の管理の方針を答弁願います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどおっしゃっていただいた、管理していないと私がたしか言ったのではないかというようにお話ですが、私は、林道の路線であるんですが、利用者も少ないことから十分な管理ができていない路線ですといったお答えをさせていただいたと思います。

実際、昨年度の除草工事のときも阿蘇線に関しましては除外させていただいておりました。ことしにつきましても、除草の費用につきましては前年度と同額ということで計上させていただいておりますので、阿蘇線についてどのような対応をしていくかということは早急に考えなければならないのかなというふうに理解しております。昨年度おっしゃっていただいております軽い土砂崩れによる崩土につきましては、取り除き等の処分はいたしております。

これまで、基本的に林道なんですが、実際利用者がいないということで余りきちっとした手入れはできなかったんですが、お伺いするとおり、加茂笠置組合等でのハイキングコースにしてはどうかというような別の利用方法というものも検討されてきているということであれば、これまでの林道としての需要というか利用者は少なかつたけれども、別の意味でそういう利用者が出てくるということであれば、必要な安全対策等、除草も含めての話なんですが、検討していく必要はあるのかなというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 最後になりますけれども、この状態は町長も知っておられると思います。これ、加茂笠置で一応あそこのいづみ路の観光ルートということにもやっついこうかというて、明示板等もお金を使ってつけていますわね。ああいうこともやっているし、その面でもほっとくわけにはいかんと思いますし、災害の面からも、あれ去年確かに土砂崩れが起こってんねんから、そやからあれはやっぱりちゃんと笠置町としても管理していく必要があると思いますので、その辺今、課長は検討していくという答弁があつたけれども、町長のほうからそういうことはちゃんと指示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

1 番（西岡良祐君） もうやってくれるやろう、今の答弁。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ただいまの西岡議員の質問にお答えをいたします。

加茂笠置組合議会におきましても、あの道をハイキングコースにまず整備していこうという意見もございまして、今、中村から阿蘇林道に上がるところにも看板をつけております。お客さんを誘導していくというための看板でございまして、また今、課長が言われましたように、これからそのように適応できるような整備をまた担当課と相談させていただきな

ら、前へ進めていきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 先ほど、西君の質問に対し建設産業課長が答弁申し上げたわけでございますけれども、人権啓発課長が補足をしたいということでありましたので補足説明を願います。人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 失礼します。

誤解があってはいけないので、補足だけさせていただきます。

以前は、西部B地域については同和対策事業という事業があつて、その要望を笠置支部がされていたという経過がございます。厚生労働省の通達によりまして時限立法であるその法は切れましたが、残事業については一般事業を使って継続してやっていくものということですをはっきりうたっております。その中身に地区道路とか、今、うちが去年やりました隣保館の改修とかいうメニューも全てあります。ということで、そういう意味で従前からの要望があつたという形で支部からの要望という言い方をしたと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 先ほどの西岡議員の加茂笠置組合の関係ですけれども、あの道はやはりこれから5月の連休明けからマムシとかイノシシ、今イノシシはずっと出ておるけれども、猿も。結局、マムシは大体11月、あの道は観光ということをするると危ないところなんです。私も何回か歩いたりして、だから、その辺のところも、もし観光ルートにするんやったらそういう看板を掲げて、そういうようなことをぜひとも、特にマムシはたくさん出ております、5月以降から11月までは。だから、そういったこととかイノシシ、猿とかそういう、もしそれで観光客がオーケーとなればいいと思いますけれども、そういうことを笠置町の責任と捉えることも、観光ルートとするんだつたらですよ。その辺のところをしっかりとってください。

議長（杉岡義信君） 課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

今、大倉議員が発言された件ですけれども、そちらにつきましては加茂笠置組合の中でも取り組んでいることですので、そちらのほうで事務局としてもお話はさせていただきます。

町としては、建設課としては林道のほうのお話でした。観光ルートの話が出ておりますのは御存じのとおり加茂笠置組合の中でやっていることですので、そちらでお話しさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 39ページの鍋フェスタ、ことしは、びっくりするんですけども620万円もついているんです。場所は前と同じですか。そして、620万円もどのようなことをされるのか。去年よりも200万円プラスになっているわけです。そうすると、420万円の内訳は、文化力で京都を元気にする事業補助金として200万円毎年もらっています。プラス200万円、その200万円の予算はどこから出ているんですか。そういったこと。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼いたします。

620万円の内訳ですけども、予算の節の中で420万円につきましては従前の鍋フェスタ、これにつきましては文化力で京都を元気にする事業補助金で財源を充てるものでございます。この事業の補助金につきましては従前からあるものでございまして、それとお茶の京都博に関するもので200万円を今回計上させていただいております。

この200万円の補助につきましては、京都府の補助で幾つかのメニューがございます。そういった中でどの補助金が一番有利なのか、少しでも有利なものをとっていきたいと考えておりますので、京都府と協議する中で指導を仰ぎながら少しでも有利な補助金を活用していきたく思っております。それが確定次第、また補正等にでも計上させていただきたいと思っております。そういったことで御理解をいただければと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） まだ2点ほど答えてもらっていない。場所はどこでやられるのか、どのようなことをされるかという答弁がなかったんです。

それと、今200万円プラスお茶の京都云々ですけども、普通、文化力でというのが200万円と19ページに載っています。そうすると、お茶の京都で補助金というて、だから歳入のところに予算書が載ってこなあかんのと違うのかなと私は思うんです。予測で載せて、もしお茶の京都で200万円補助金もらえなかったら、笠置町が丸々420万円出さなあかん、そういう理論になると思います。それはどうなの。200万円プラスのお茶の京都をここには掲載されていない。何かされていますか。私、見落としていたら悪いのでおっしゃってください、歳入で。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 何点か漏れ落ちしていたみたいで申しわけございません。

場所につきましてはいこいの館付近を思っておりますし、どのようなことにするかという

ことでございますけれども、これにつきましてはこれから当然京都府も入っていただく中で実行委員会、またいろいろと地域の団体ですか、そういったところのお声も聞きながら詰めていきたいと、かように思っております。

それと、歳入につきましては、先ほど申しましたとおり当初予算では計上しておりませんが、そのイベントに対する補助メニューは幾つかございます。その中で一番有利なものを活用する中で、それが確定したときに補正等で計上させていただきたいというふうなことがございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから、先ほど言いましたように、まだ予算書に200万円ついていないのに、620万円載せることはおかしいのと違いますかと言うておるんです。だから普通、予算がついて、先ほど言ったようにお茶の京都で予算をもらえる予定、予定のことを歳出に620万円すると。例えば6月議会で上乗せで補正予算を組めばいいんですよ。今既に620万円と書いているからおかしいのと違いますか、歳入がないのに。6月補正で420万円やっておいて、プラス200万円は6月補正で出せばいい話と違うんですか。そうでないと、予算書のここに歳入が何も無いの見込みで書くという、そんな歳出予算は私はないと思うんです。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 御承知のとおり、お茶の京都博につきましては4月1日から開催されるものでありますので、当町といたしましても鍋フェスタだけを充てているのではなくて、計画としては駅舎のオープン、それにつきましてはお茶の京都博に関連して京都府のほうにお話もさせていただいております。

そういった中で、それを実施しようとするならば4月1日からなんで、当初予算に計上しておかなければその事業ができないと。そこで一般財源を充てているんですけれども、その分をこれから補助金を取りにいて、6月補正で歳入の分を計上させていただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

何度も言いますがけれども、理論的にそれはおかしいん違いますの。もしお茶の京都で云々で予算がつかなかったら、笠置町が420万円負担しやなあかんということになりますね。だから、ちゃんとここに文化力で京都を元気にする事業補助金200万円というのは確実に

入っているわけです。そこから補助金をもろうて420万円今までやっているわけです。だから、こういうところが入っていないからおかしいん違いますか。

それはもらえる予定で、もしお茶の京都でもらわれへんかったらどうされるんかと今言っているわけですよ。丸々笠置町がそういうふうにならんと違いますの。理論的にはどうなんですか。そういうようなことはあり得るんかどうか、その辺そういう予算の組み立てというのはあるんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど山本企画観光課長もお答えさせていただいたとおり、4月1日からお茶の京都博がターゲットイヤーとして始まりますので、うちの事業費としては歳出を組ませていただきました。

当初予算作成時点では、京都府がお茶の京都博にあわせて新たな補助金制度ができるということで、まだ京都府が確定していない中でうちのほうは予測して上げることができませんでしたので、4月以降は京都府のほうも議会の議決をいただきましたらそのメニューが出てきますので、金額が決まった時点で一般財源から特定財源に組み替えるという作業を補正予算の中でさせてもらいたいと思っております。未来づくり交付金もお茶の京都博というものもありますし、先ほど課長が答弁させていただきました有利な補助、京都府が独自でされる補助というものもありますので、そこで組み替えをしたいと思えます。

説明しましたとおり、京都府の中で議決がいただけていない中でうちの当初予算を組んでおりますので、そこらは御理解いただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 何遍も言いますけれども、私、そういう予算の組み立てというのは理解できないんですよ。予測でそういうようなことをできるんかどうか。予算の組み立て、どこでもそういうことをできるんですか。私にはちょっとわかりません。だから、そういうやり方があるんかどうか。それ、どこの市町村でもそういうことやっておられるのかどうかわかりませんが、笠置町独自でそんなことをやっておられるのか。歳入の予算がないのに歳出ではもう既に先につけるといふ予算というのはあり得るんかどうか、どうなんですか、それ本当に。私にはちょっとよくわかりません。理解できにくいんです。

予算というのはやっぱり歳入があつて歳出なんですよ。まだそれが入るかどうかわからん

のにそんなことがあり得るのかなという、町長どうですか。町長、答えてください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

歳入の確保ができないので今は一般財源で見ているということになっております。歳入確保ができましたら予算を組み替えさせていただきますということを先ほども答弁させていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、ちょっと質問を変えてくれる。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だから、今言ったように、何遍も答えてもらえてないから。もし予算を京都府からもらえなかったら一般財源から結局出さんならんでしょとさっきから何遍も言うてるけれども、答弁もらえてないから求めているんですよ。

お茶の京都って、その約束をしておったかどうか知らんけれども、一般財源から出しておいて、お茶の京都、これはもう出しませんと言われたら、それは29年度からそういうお茶の京都をやりますけれども、そういう組み方、一般財源からやって、ついたら特定財源じゃなしに、本来なら予算執行というのは歳入があって歳出でしょう。だから、特定予算にされるんかわかりませんが、そういう組み方というのは私はちょっと解せんと思います。

この質問はこれで終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

関連になるんですけども、71ページ、商工費、19節夏まつり300万円、39ページ、総務管理費、19節鍋フェスタ620万円ですよね。僕が小さいころから考えると、笠置の夏は花火大会やと、笠置一のお祭りやみたいなイメージやったんですけども、この予算を見ると、もう花火大会よりも鍋フェスタみたいなイメージを受けます。

去年、僕ら議会で多分スタッフに招集されたのが、実施の4日前にスタッフジャンパーを渡され、しおりを渡され、この日この時間に来てくださいという、ある種もう命令かのような感じで受けたのを覚えています。

きのうおとといでしたか、郵便に決算を行うという文書が皆さんのところにも届いたかと思うんですけども、620万円ことしつく事業がこんな状態でいいのかと。京都府も加担してことし力を入れる事業が、職員のある種怠慢によって決算がここまですれ込み、金額だけは増大すると。僕はちょっと理解しがたいと思うところがあるんですけども、笠置町は

鍋フェスに対してどれぐらい力を入れてはるのか、ちょっとお聞きしたいなと思ひまして。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 事務的なことで多々御迷惑をかけているところがございますけれども、鍋フェスタにつきましては国民文化祭から始まって6回、7回と継続されております。だんだん定着もしてきているところがございますので、引き続き実施していきたいと。

そういった中でマンネリ化した部分が多々あります。そうしたところで、事務局といたしましても反省をするところがございますし、そういった中で今回、お茶の京都博等もございまして、京都府を初めいろんな方の意見を聞く中で取り組んでいきたいと、今まで以上の鍋フェスタにしていきたい、かように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

今までより、いいものにしていきたいという思いがあることはよくわかりました。

実行予算が組まれるということは、もう事業計画的なものはあるのかと思ひます。この後のスケジュールを教えてください。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） これからのスケジュールということで、具体的にいつ、何日ということは今言えませんが、この予算が御承認いただけたならば4月早々、昨年はこちらの不手際等々で実行委員会、企画委員会がかなり遅い時期になりましたけれども、今回に関しましては、予算が可決いただけたならば4月、5月の早い時期から実行委員会等々にかけて御審議いただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） こういう大きい予算を組むイベントですので、お客さんに喜んでいただけるように前もって、今、日が切れないということ自体が少しナンセンスなので、最低でも半年、1年かけてこの冬に臨めるような体制をつくり、新しい風を入れながら前向きな会になるように、もう次の反省会までちゃんと決めて、次の年に何をするということまで見出せるような実行委員会にしていきたいと思ひます。以上で質問を終わります。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第12号、平成29年度笠置町一般会計予算の件について反対討論を行います。

予算案には小学校の修学旅行費、それと給食費の補助金が計上されており、この点は大変評価をできます。しかし一方で、身体障害者4級までの通院、入院を無料にする補助は所得制限を設け、福祉を後退させるものとなっており、この点は問題です。

また、国保についても都道府県化が進められようとしています。このことにより、保険料が上がるのかどうなるのか、また今、保険料を抑えるために一般会計から繰り入れているもの、これをなくすのかどうなっていくのかもはっきりしない中で、そうした保険料の引き上げが危惧されます。大事なことは、町が国に対して財政援助を求め、住民を守る立場に立つのか、それとも国のことは仕方ないと住民のほうに負担を持ってくるのか、その姿勢が問われているということです。

こうした予算書では到底賛成できないと表明いたしまして、討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

今回の当初予算につきまして、いろいろ笠置でこれから行われる地方創生、多種多様な取り組みに大いに賛成したいと思います。

笠置にはまだまだたくさんのシーズ、資源があるはずなんです。それを近隣町村や、それこそ全国各地のニーズをどうやって拾っていけるか、そういうことも同時に試していけるはずなんです。その中で今回、町長の公約である小学校の給食費、修学旅行費、こういうことを政治力としてやっていくと熱い言葉をいただきました。その力を信じて、これから先、よりよい笠置をつくるための政治力を発揮してもらえるのであれば、僕はこの当初予算を賛成したいと思い、賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第12号、平成29年度笠置町一般会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第12号、平成29年度笠置町一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第13号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第13号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億8,598万2,000円を計上しております。

主な歳入につきましては、保険税が3,358万円、国庫支出金が5,441万9,000円、前期高齢者交付金が8,272万8,000円、共同事業交付金が5,910万1,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で1億8,182万1,000円、後期高齢者支援金などで2,448万7,000円、共同事業拠出金で6,233万8,000円を計上しております。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 議案第13号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件につきまして御説明いたします。

初めに、歳入より御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承ください。

9ページをごらんください。

初めに、1款国民健康保険税でございます。一般被保険者国民健康保険税では、対前年156万1,000円の減で3,223万円を計上しております。前年と比べましても被保険者数の大きな開きはありませんが、賦課期日現在と比較しますと世帯で数件の減少が見られます。また、各世帯の所得階層の構成等によりましてもあらわれた減額であると思われま。ちなみに、本年1月末現在の被保険者は438名でございます。

次に、退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者から一般被保険者に移行された方が数名おられたことや退職医療制度の経過措置の終了に伴うなど被保険者の減少によりまして、対前年69万7,000円減の135万円を計上しております。退職被保険者数は本年1月末で13名でございます。

続きまして、10ページをお願いします。

下段以降、3款国庫支出金、国庫負担金でございます。療養給付費等負担金では、歳出に

における療養給付費に対しましての公費負担分を計上しているところでございます。対前年で558万1,000円の減で、3,924万9,000円を計上しております。

次の高額医療費共同事業負担金は、歳出の高額医療費に対し公費負担がございまして、国で4分の1、府で4分の1ということで、国庫分として382万4,000円を計上しております。

次の特定健康診査等負担金は14万2,000円を計上しており、対象事業費見積もり額を国と府でそれぞれ3分の1の補助となっております。なお、府の負担分につきましては、後の府支出金で出てくるところでございます。

次に、11ページです。

国庫補助金、財政調整交付金でございます。これも、さきの国庫負担金と同様に療養給付の9%を交付金として見ておりまして、対前年157万円の減で1,120万4,000円を計上しております。

4款療養給付費交付金につきましては、退職者医療に対して交付される交付金でございます。対前年155万8,000円の減で477万1,000円を計上しています。ここでの減少は、さきにも御説明いたしましたとおり、退職被保険者の減少によるものと推測されます。

5款前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの被保険者の医療費の偏在を補正するための交付金でございます。この年代は国保被保険者としても比率が非常に高く、医療費の変動が激しく非常に試算しづらいところではございますが、概数により試算いたしました結果、対前年3,057万3,000円の増で8,272万8,000円の計上となっております。

次の6款府支出金、高額医療費共同事業負担金並びに特定健康診査等負担金は、さきの国庫支出金と同額を計上しております。

続いて、12ページをお願いします。

府支出金、府補助金、財政調整交付金につきましても国庫同様に療養給付の9%を交付金として見ておりまして、対前年157万円の減で1,120万3,000円を計上しております。

続きまして、8款共同事業交付金でございます。これは、前年度の交付見込み額に医療費伸び率105%を乗じまして計上しております。高額医療費共同事業交付金は、80万円以上の高額医療にかかわる国保連合会経由の交付金でありまして、対前年9,000円の増で715万6,000円を計上しております。

また、次の保険財政共同安定化事業交付金は、全ての医療にかかわる国保連合会経由の交付金でありまして、対前年298万7,000円の減で5,194万5,000円を計上しています。

それから、歳入では最後となりますが、9款繰入金、一般会計繰入金は、トータルで対前年22万2,000円の減で、1,308万7,000円を計上しているところでございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

15ページをごらんください。

1款総務費、総務管理費、一般管理費でございますが、主な事業といたしましては、11節需用費で印刷製本費で16万6,000円を計上しております。これは、平成30年度に被保険者証の更新を予定しておりまして、30年3月末には新たな被保険者証を交付する必要がありますので、29年度分として予算計上するものでございます。なお、このときより、広域化されました被保険者証が交付される見込みでございます。

次に、12節役務費、電算レセプト処理で41万6,000円を計上しておりますが、対前年で5万9,000円の増加があり、これは手数料の改定によるものでございます。

次に、16ページです。

2款保険給付費でございますが、療養諸費のトータルといたしまして、一番下に計として、対前年1,116万7,000円の増で1億6,287万7,000円を計上しております。今回の増額は医療費の高騰を見込みます一般療養給付費の増額が主な要因でございますが、毎年変動が激しいため、3カ年平均値に医療費の伸び率を乗じまして算出しておりますが、算出額が前年度実績を下回りましたので、最近の保険料率の上昇傾向を考慮いたしまして前年度の実績額を計上したところでございます。

続いて、17ページです。

高額療養費でございますが、これにつきましても、医療費の上昇傾向を考慮いたしまして、前年と同額のトータルで1,780万2,000円を計上するものでございます。

次に、下段の出産育児諸費、出産育児一時金では、42万円の2名分を見込み84万円を計上しております。

18ページ、葬祭諸費、葬祭費では、1件3万円の10件分で30万円を見ているところでございます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等でございます。これは、後期高齢者医療の一部を現

役世代が負担する額としてトータルで2,448万7,000円を、4款前期高齢者納付金等は、先ほど説明いたしました医療費の偏在を補正するための納付金でございますが、前年度と同額の5万5,000円を計上しております。

19ページに移ります。

中段、6款介護納付金は、現役世代が負担する介護負担分として納めることとなっております。3カ年平均で推移して1,173万9,000円を計上しているところでございます。

次に、7款共同事業拠出金でございますが、これも前年度交付見込み額に医療費伸び率を乗じまして算出しております。

高額医療費共同事業医療費拠出金は、対前年で343万9,000円の増で1,529万7,000円を計上しています。

また、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、対前年で25万9,000円の減で4,703万2,000円を計上しております。これは、歳入でも御説明いたしましたが、高額医療費共同事業が1件80万円以上の医療費にかかわる連合会経由の拠出金でございます。次の保険財政共同安定化事業は、全ての医療を対象とする連合会経由の拠出金でございます。なお、高額医療費共同事業分の増加につきましては、レセプト単位で80万円を超える高額医療の増加によるものと推測されます。

20ページにまいります。

8款保健施設費、保健衛生普及費でございます。ここでは、委託料で40歳から74歳までの人間ドックを助成しております。120万2,000円を計上しております。

次に、特定健康診査事業費につきましても、集団健診、個別健診等費用を約80名見込み、13節委託料で58万2,000円を計上させていただいているところです。

最後に、9款基金積立金以降につきましては、前年度と同額を計上しております。

以上、歳入歳出総額それぞれ2億8,598万2,000円となります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第13号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について反対討論を行います。

先ほどの一般会計のときにも申し上げましたけれども、国保は都道府県の単一化、単位化を進めるとしています。国保の都道府県化が進めば、国保料が高いところに合わされ、引き上げられるのではないかと、また、一般会計の繰り入れが廃止、縮小されるのではないかと、うおそれを危惧します。

これまで国は、国保の財政に対して、80年代には約半分財政支援していましたが、現在では二十数パーセント台に落ちています。また、さまざまな福祉も切り捨てが行われている中では、今度の都道府県単位化でもこうした懸念が現実のものとなるのではないのでしょうか。以上、反対の理由として討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第13号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第13号、平成29年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第14号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第14号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

平成29年度予算額は6,320万円を計上いたしております。

主な歳入につきましては、使用料が3,119万2,000円、一般会計からの繰入金3,144万9,000円でございます。

歳出の主なものは、一般管理費で1,231万円、簡易水道施設費の賃金で146万9,000円、需用費で841万1,000円、役務費で118万6,000円、委託料で

880万8,000円となっており、また、公債費では元金、利子を合わせまして2,685万4,000円でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

それでは、議案第14号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計予算について御説明させていただきます。

予算書の6ページをごらんください。

まず、歳入の部から御説明させていただきます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度予算額20万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、新設分担金1件分、これは最も件数の多い笠置簡易水道での1件分を見込んで計上させていただいております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生費使用料、本年度予算額3,119万2,000円でございます。節の区分といたしましては、現年度使用料といたしまして3,109万2,000円、内訳といたしまして基本料金分で1,090万6,000円、超過料金分として2,018万6,000円、2節滞納分といたしまして10万円を計上しております。

同じく、2項手数料でございますが、1目衛生費手数料といたしまして昨年度と同額の1万7,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、簡易水道手数料といたしまして新設等の検査手数料1件分2,000円並びに給水工事事業者登録の手数料、こちら1件分1万5,000円、合計1万7,000円を計上させていただいております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、こちらのほうにつきましては本年度予算額2,000円を計上させていただいております。内訳につきましては、それぞれ説明欄に記載させていただいておりますとおり、財政調整基金分の利子として1,000円、減債基金分の預金利子といたしまして1,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,144万

9, 000円となっております。前年度と比較いたしまして759万2, 000円増となっております。内訳といたしましては、起債分といたしまして1, 464万8, 000円でございます。こちらにつきましては繰り入れ基準内の繰入金ということになっております。

続きまして、人件費等財源補填分といたしまして651万円、起債償還財源補填分といたしまして1, 029万1, 000円を計上させていただいております。人件費等財源補填分につきましては、基準外の繰入金になるわけでございますが、会計全体での収益的収支の不足分を補うものでございまして、起債償還財源補填分につきましては、同じく基準外でございますが、資本的収支の不足分を補うものでございます。

続きまして、2項基金繰入金、1目減債基金繰入金23万4, 000円、前年度150万円計上しておりましたが、本年度126万6, 000円減となっております。こちらにつきましては、飛鳥路飲料水供給施設の起債元金の償還財源としてこれまで積み立てておりましたものを取り崩しておったものでございますが、本年度、残額の23万4, 000円を取り崩させていただいて、減債基金の残高はゼロというふうになります。

次に、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、こちらにつきましては前年度と同額、10万円ということで計上させていただいております。

6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、こちらにつきましても預金利子分を計上させていただいておりますが、昨今の金利の低下等によりまして、前年度2, 000円でありましたものを今年度1, 000円という形で計上させていただいております。

続きまして、8ページ、歳出の部分につきまして御説明させていただきます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1, 231万円、前年度と比較いたしまして383万5, 000円増となっておりますが、大きな要因といたしましては、職員数が2名に増加したことに伴う人件費の増加が主な部分でございます。節の区分で申し上げまして、2節給料、3節職員手当、4節共済費等、そういったことによります増額というふうになっております。19節の負担金補助及び交付金につきましても、職員共済組合への事務費負担金、こちらにつきましても職員数の増加に伴いまして事務費がふえておるといってございます。

次に、下段のほうでございますが、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費、本年度予算額2, 393万6, 000円を計上させていただいております。節の区分といたしまして、7節賃金146万9, 000円、内訳といたしましては、説明欄に記載させていただいておりますとおり、維持補修等の賃金といたしまして35万円、それと取水・上水・配

水場等見回りなどの賃金として111万9,000円を計上させていただいておるところでありますが、平成28年度の実績等を勘案いたしまして、この分につきましては前年度より約50万円ほど減額という形になっております。

次のページをお願いいたします。

9節旅費、こちらにつきましては、普通旅費ということで1万1,000円を計上させていただいております。

11節の需用費でございますが、内訳といたしましては、消耗品費で74万6,000円、こちらにつきましては各浄水場等で使います浄水薬品等の購入費用でございます。燃料費29万8,000円、公用車並びに草刈り機等の燃料費でございます。印刷製本費22万5,000円、これは水道料金の納付書や検針用紙の印刷代を計上させていただいております。光熱水費につきましては浄水場等の電気代といたしまして409万円、修繕料といたしまして、浄水装置の維持修繕費並びに水道メーターの交換手間代ということで137万2,000円を計上させていただいております。その次のメーター修理につきましては、こちらは取りかえをいたします水道メーターの修理代ということで153万5,000円を計上させていただいております。車検整備代といたしまして本年度14万5,000円計上させていただいておりますが、本年度は給水車に加えまして、見回り等で使っております軽トラック2台分、合計3台分ということで、昨年度より若干増額となっておりますが計上させていただいております。

12節役務費のほうでは、通信運搬費といたしまして96万4,000円、前年度と同額でございますが、こちらにつきましてはテレメーター等の回線使用料を計上させていただいております。

次の手数料は水道料金の口座振替等の手数料ということで8万4,000円、自動車損害保険料、こちらは先ほどと同様、給水車を含め3台分で7万円、供架料、こちらにつきましては、飛鳥路地区内におきましてテレメーターの信号ケーブルを関電柱に添架させていただいております、それに係ります供架料ということで8,000円を計上させていただいております。

タイヤ交換手数料、こちらは見回り用の軽トラック2台分、車検手数料は先ほどから申し上げております給水車を含めて3台分ということで、計上させていただいております。

13節の委託料でございますが、880万8,000円、大きなものといたしましては水

質検査委託料 317万8,000円、こちらにつきましては、前年度と検査項目等変わっておりませんので、同額を計上させていただいております。

次の健康診断、こちらにつきましては、浄水場の見回り等を行っております職員、アルバイト職員3名の2回分——内容といたしましては検便検査でございます——を実施するための費用を計上させていただいております。

続きまして、急速濾過機の保守、こちらにつきましては笠置浄水場の3基ございます急速濾過機、こちらのほうが大体3年から5年をめぐりに保守点検が必要になってくるということで、1年にまとめて3基ということになりますと費用的にも高額になってまいりますので、1年に1基ずつやらさせていただいておりますということで、1基分の費用がこちらの金額になっております。

次の浄水装置の保守につきましては、有市簡易水道と東部簡易水道で同じく浄水装置として使用しておりますユニフロという機械がございまして、そちらの定期点検の委託料を計上させていただいております。

減圧弁及び安全弁保守点検、こちらにつきましては笠置簡易水道の浄水場から配水池までの間の減圧を行う施設の定期点検、こちら1年に1回ということで実施をさせていただいております。

笠置配水池避雷針保守点検、こちらにつきましても、テレメーターとの回線等が通っておりますので、落雷等によりまして回線不通とならないように、避雷針等の点検を1年に一度行わせていただいております。

水道メーターの検針につきましては、これまでから引き続き募集をさせていただいておりますが、なかなか応募していただけないというような現状がございまして、現在のところ職員によりメーター検針を行っておりますのでございます。引き続き、募集をかけていきたいということで計上させていただいております。

次のページに移りますが、POT用PCシステム保守、それとPOT本体機器保守、こちらの2点につきましてはメーター検針の際に持ち歩いております検針データの入力機械がございまして、そちらのシステムとしての保守と、それから端末機本体の保守の費用をそれぞれ計上させていただいております。

続きまして、14節の使用料及び賃借料でございますが、こちら、内訳といたしましては配水池や配水管路等の土地使用料といたしまして13万6,000円を計上させていただいております。それ以外には、修理機械等の使用料といたしまして30万円を計上していた

だいておるところでございます。

15節の工事請負費30万円につきましては、維持補修工事ということで、漏水事故等突発的なものがあつた場合に補修工事を行うための費用ということで計上させていただいております。

16節の原材料費につきましては、これら修繕の際に必要なとまいます材料等を購入する費用を計上させていただいております。

18節の備品購入費、本年度64万1,000円計上させていただいております。その内訳といたしまして、機械器具費で53万8,000円計上させていただいておりますが、これは、昭和61年に購入いたしました簡易式のものでございますが漏水探知機、大体、埋設深2メートルぐらいまでの水道管で漏水があつた場合、その音を拾って、大体このあたりで漏水しているのではないかというものを探る機械でございます。昭和61年から使い続けていた機械が故障いたしまして、もう既に修理用部品もないということで、今回新しいものを購入させていただくということで、その費用を計上させていただいております。

その下の修繕用機械器具、こちらにつきましても水道本管等の漏水事故があつた場合の補修用機械ということで、今回考えておりますのは、塩ビ管等を継ぎ手挿入する際に、パイプと継ぎ手を接合するための挿入機というものを購入する予定をさせていただいております。

23節の償還金利子及び割引料、こちらにつきましては、過年度分になります過誤納付等があつた場合の還付金ということで5,000円を計上させていただいております。

25節積立金、こちらにつきましては、説明の欄にありますとおり、財政調整基金の利子、それから減債基金の利子、それぞれの積立金分を1,000円ずつ計上させていただいております。

27節の公課費、こちらにつきましては消費税及び地方消費税の分といたしまして222万2,000円、それと自動車重量税、給水車を含みます3台分ということで、4万5,000円を計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

11ページ、3款公債費、1項公債費でございますが、1目元金で本年度2,248万1,000円、こちらにつきましては長期債の元金償還分ということで計上させていただいております。前年度と比較いたしまして42万8,000円増となっております。2目の

利子につきましては、本年度437万3,000円で、こちらは前年度と比較いたしまして46万5,000円の減となっております。

最後に、4款予備費として10万円を計上させていただいておるところでございます。

簡易水道特別会計の予算につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

9ページ、13節委託料、水道メーター検針なんですけれども、これはどれぐらいの作業なんです。大分重たいものですか。それとも誰でもできるものですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 検針作業そのものにつきましては、先ほど説明させていただきました検針用のPOTシステムという電卓のちょっと大きい版のようなものでございますが、それを持ち歩いていただきまして、実際に各家庭の水道メーターの指示数を入力していただく。そういたしますと、前月分の指示数から差し引きいたしまして今月分の使用水量が出てくるといった紙がプリントアウトされますので、それをポスト等に入れていただくということで、それほどの重労働等ではないんですが、電気とかガスとかの検針と比べますと、どうしても地中にメーターがあるということで、検針の際にかがんだり、検針の日が雨の後だったりするとメーターボックス内に雨水がたまっていて、それをかい出さないとメーターの指示数が見られないということで、そういった電気やガスのメーター検針と比べると若干効率が悪いのかなというような感じはいたしますが、それほどの重労働ではないというふうに感じております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） だとすれば、例えばそういう講習を開くだとか、この予算、実行予算として毎回組まれていると思うんですけれども、毎回探しますという課長の説明があると思うんです。じゃ、それをどうやったら実りあるものにつなげていけるか。例えば移住者が来たときに、これを事業とするならば、その家族にこの収入が入るということも考えられるんだと思うんです。それか主婦層がつくった団体でもいいであろうし、いろんな多角的な考え方ができると思うんです。

だから、僕が望みとするのは、そういう講習会だとかをやってみてゼロなのか、それとも連携だとかそういうものに文章として載せてゼロなのか、意味のあるような持っていき方ができないものか検討願えたらなと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今こういった形で募集をしているかといいますと、総務財政課のほうで事務職員のアルバイトさんでありますとかバスの運転手さんの募集、それとあわせて行っているということで、今、坂本議員さん提案していただいたような、そういうアイデアあふれるような形ではやらせていただけていないということが実態でございます。

先ほどおっしゃっていただいたみたいに、例えば移住者の方がおられてちょっとした時間ならば働けるというようなことであれば、こういった検針員さんも募集していますよというようなことをそういう相談の際にあわせてお知らせできれば、もしかするとそういうものにつながるのかなというふうに考えております。

ただ、やはり水道メーター検針、ほかの検針もそうなんですけど、どうしても決まった数日内、1日、2日という中で700世帯なりを回っていただく必要があるということで、なかなか応募がないというのが実態ではないのかなというふうに考えておまして、これまで総務財政課のほうで募集をかけていただいていた期間は結構長いんですが、残念なことに、それを見て応募していただいたという実績はございません。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今年度の予算は一応歳入が3,100万円、それから使用料、手数料が3,100万円、大体半々になっているんですけども、その中で歳入の起債の分とかそれが3,100万円はわかるんです。6ページの衛生費手数料、これがいわゆる歳入の一番あれなんですけれども、要するに年々これは少子高齢化もあるし、人口が減っているということで、やっぱり減っていると思うんですよ。今年度は149万8,000円の減を見ておられます。それから、27年度の決算の調定額から見れば120万円の減になっている。その当時は3,397万円やったかな、調定額が。

だから、これを将来的に今まだ値上げとかいう問題は難しいでしょうけれども、消費税がちょっと延び延びで平成31年10月から上がる予定になっていると思うんです。今からそういうことも考えて、笠置町は私自身は安いなど、最低では1,300円ぐらいかな。だから、そういうことも今から考えてもらいたいなという、それはいたし方ない、受益者負担でいけば、こういったことを考えればやはり値上げせざるを得ないのと違うかなという、消

費税プラスですね。その辺の考え方だけで、それはまだ2年先の話ですけれども、もし答弁もらえるんやったら。

議長（杉岡義信君） 答弁を行う前に、議場にいる議員の皆さん、そしてまた職員の皆さん並びに町長に報告をいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。建設産業課長。

建設産業課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

大倉議員さんおっしゃっていただけるとおり、使用料につきましてはやはり年々減少傾向でございます。本年度の当初予算を算出させていただくに当たりまして、前年度ともう一年前と大体同時期と比較いたしますと、使用水量で申し上げますと、わずかではございますが0.2%の減少ということになっております。平成27年度はマイナス8.34%、これは対前年度ですが、大きく落ち込んでいたんです。たしかこの年はいこいの館の休業期間等があったと。いこいの館は当時、1カ月金額で申し上げますとかなり大きな金額でしたので、その部分が影響しているのかなというふうに考えております。

予算総額の半分が料金収入というふうな形でしかない。本来、以前からおっしゃっていただいていますとおり、簡易水道というのは地方公営企業ですので、当然独立採算制で本来はあるべきだということになってまいりますが、やはり水道料金という一番生活に近い中で、高料金対策を政策としてやっている自治体も多くあるというふうに聞いております。

今後の料金改定につきましては、また議会の皆様と御相談させていただいた中で検討していく必要があるかと思いますが、消費税が上がりました際には、以前から申し上げておりますとおり、当然笠置町の簡易水道事業は課税事業者というふうになっておりますし、消費税は国税でございますので、当然そちらの本体が増税されればそれを価格転嫁させていただきまして、少なくともその部分の増額、値上げというのはさせていただく必要があるというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第14号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、議案第14号、平成29年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後5時00分

再 開 午後5時10分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第15号、平成29年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第15号、平成29年度笠置町介護保険特別会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億6,176万9,000円を計上し、対前年度では579万1,000円の増額、2.3%の増加率となっております。

主な提案内容は、平成29年度から新たに実施します介護予防・日常生活支援総合事業では地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業で434万円、同生活支援体制整備事業費で740万円を新規計上しております。27年度決算では、実質単年度収支は約200万円の若干の黒字となっております。保険給付費総額の伸びにつきましては、対26年度決算で約150万円の増額でおさまり、対前年0.7%の伸びを示したところです。

給付費の推計が非常に難しい中ではありますが、より一層保険料収納率の向上、保険給付の適正化に努めてまいります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第15号、平成29年度笠置町介護保険特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

まず、1ページおめくりいただきまして、本年度から新たな事業が実施されますことから、

第3条第1号で、同款内での流用可能な科目を従前は保険給付費のみでしたが、保険給付費相当の地域支援事業費の中の同一款内での流用を可能とするような文言を新たに提案してございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

4ページの第1表の歳入歳出予算の歳出でございます。

町長の提案の中にもございましたように、第3款地域支援事業費が大きく変わっております。大きくは2項、3項、4項というのが29年度新たに組み込まれた事業でございます。2項で介護予防・生活支援サービス事業費、3項で一般介護予防事業費、4項でその他諸費というふうな構成になってございます。

それから、7ページの歳出のほうでは、本年度特徴的な部分につきましては、保険給付費で対前年478万円減の2億4,221万3,000円、それから、新たに組み込まれた地域支援事業費では1,057万3,000円増の1,573万5,000円の予算を計上しているところが特に特徴的なものでございます。

それでは、細部の特徴的なところを御説明申し上げます。

8ページ、歳入でございます。

保険料、第1号被保険者保険料でございます。これは65歳以上の方にお支払いいただいている保険料でございますが、被保険者数は大体660人から670人ということで推移しております。それと、提案理由でも申しましたように、形式収支では1,000万円を超える黒字が出ているんですが、実質単年度で見れば200万円というふうなことでございまして、かなり適正な見込みをできているのかなというふうなところでございまして、保険料としましては対前年並みの4,580万9,000円、給付総額の約2割を占めてございます。

それから、3款の国庫支出金、国庫負担金につきましては、府の負担金も同様でございますが、予防給付の組み替えによりまして対前年度は減ってございます。84万4,000円減額の4,327万3,000円、それから、組み替えといいますのは負担金から補助金に組み替えられたというふうなところでございまして、次の国庫支出金、国庫補助金では反対にふえてございます。次ページにまいりまして、9ページの国庫補助金の計では293万8,000円増の1,956万5,000円となっております。

それから、4款の支払基金交付金につきましても給付費の減によります35万6,000円減の6,900万7,000円、次に、5款府支出金、府負担金でございます。これも負担金は減りますので、70万9,000円減の3,544万6,000円、それか

ら、10ページにまいります。府の補助金のほうは逆にふえます。計で161万4,000円増の251万6,000円の予算を計上してございます。

それから、7款の繰入金でございます。新制度自身は全体的に給付費の抑制を目的としておりますので、1目の介護給付費繰入金については対前年減ります。59万9,000円減の3,027万4,000円、それから、新たな繰入金で設けております2目、3目、地域支援事業繰入金につきましては対前年で皆増ということになります。介護予防・日常生活支援総合事業、2目でございますが52万9,000円、それから3目の総合事業以外の事業ということで198万7,000円の増というふうになってございます。

それから、11ページにまいります。

5目のその他一般会計繰入金につきましては、事務費の繰入金209万円を計上してございます。

9款の諸収入でございますが、雑入のほうで介護予防計画（支援費）120万円というのが本年度新たに入っております。これは、今まで一般会計の雑入に入っておりましたが、本来、介護のケアプランに対する報酬は介護会計に組み入れるべきというふうな指導がございまして、その残った分を地域支援事業に組み込んで交付金をいただくというふうな正規のルートに戻すというふうなことでございます。

歳出まいります。

13ページ、総務費の款につきましては一般事務費でございます。

ただ、14ページの総務費、趣旨普及費につきましては、一般会計でも計画策定で御説明申し上げましたが、30年度より新たに3カ年で正確な給付費予測を立てた中で住民の皆さんに周知をしなければならない、その趣旨普及費としてわかりやすいパンフレット等の予算を13万円見てございます。

それから、本体の14ページにまいりまして保険給付費でございます。

まず、1項の介護サービス等諸費につきましては、28年度の実績見込みでは減額したところが多かったわけでございますが、何分予見不能なところがございまして、当初予算としては、積み上げますと対前年、計で申しますと、次の15ページの上段になるわけでございますが、132万円増の2億1,682万3,000円というふうな予算を予測させていただきます。介護サービス等諸費というのは介護度1から5の方でございます。

それから、次の2項の介護予防サービス等諸費、15ページの中段でございます。これは、旧要支援の方の組み替えによる給付費でございます。要支援制度がなくなるといってしまっても

一部残ります。それと、現在引き続いて継続されている方は経過措置もございますので、その方々の予算を組ませていただいています。ただ、全体的には19ページの最後の計にありますように190万円の減になってございます。750万円の予算を組ませていただいているというふうなことでございます。

それから、16ページにつきましては、それぞれ審査支払いの事務料あるいは高額介護、それから高額医療合算とは年間を通して支給される分でございますが、それぞれそんなに対前年と大差はございません。それぞれ組ませていただいているところでございます。

それから、17ページにまいりまして、保険給付費の中の6項の特定入所者介護サービス等費でございます。これ、低所得者の資産要件等見直しでございます。これも持続可能な制度改正というようなことで改正されます。それによりまして、対前年では約400万円減の1,101万円を計上させていただいたところでございます。

17ページの中段、これが新たな事業の中核をなすものでございまして、3款の地域支援事業費、それから1項の介護予防・生活支援サービス事業費でございます。

まず、1目の介護予防・生活支援事業費、これは、既に要支援認定を受けられている方あるいはチェックリストの方を対象にしたもので、対前年では皆増となります。265万2,000円を計上しているところでございます。その内訳は、13節の委託料25万2,000円、これが訪問事業委託料、条例改正の中で手数料条例を改正させていただいたときに若干説明させていただいたんですが、介護給付の緩和された基準による介護サービスでございます。その見込みが25万2,000円です。

それから、19節の負担金補助及び交付金で240万円、これは、やはり専門的な見地と申しますか、そういう方が必要なサービスというのはそのまま続けさせていただくためのものでございます。旧給付費相当の事業費となっております。

それから、2目で介護予防ケアマネジメント事業費ということで、ケアプラン代、これは担当職員の経費を充てているところでございます。

介護予防・生活支援サービス事業費では、全体的には皆増の299万5,000円を計上しております。

それから、18ページにまいりまして、もう一つの一般介護予防事業費です。これは、チェックリストにひっかかっておられない方も参加できるものでございます。これも134万5,000円皆増となっております。

まず、賃金51万5,000円、これは、要支援と申しますか要介護にならんようにする

ための居場所づくりというふうなところでございまして、今、笠置にはそういう場所がございません。そういう場所も、ハードもソフトも含めて、ここではソフトになるんですが、51万5,000円をその担当業務に当たる人の賃金に充てるために計上しているところでございます。

需用費で1万円、消耗品を計上しています。

それから、13節委託料で72万円、これは、月2回ほど少し専門的な知識をお持ちの方についていただいて、運動機能とか認知症予防に当たっていただくというふうな委託をします。

原材料費につきましては、事業用に使うものを購入させていただくというふうなところでございます。以上、主なところでございます。

その次の包括的支援事業・任意事業、3項でございます。この中で対前年で新規で上がっているのは、3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費というのが297万円で、ほぼ皆増でございます。これは、予防ケアマネジメントの分とこの分を含めて1人の職員さんを計上しているというふうな、ちょっと補助金を申請上分けさせていただいているところがございます。

それから、19ページにまいりまして、対前年ではなかった6目の生活支援体制整備事業費、これも740万円、対前年では皆増となっております。これは、従来からあるケア会議ではなくて、予防するために地域、関係機関、個人だけじゃなしに笠置町あるいは相楽で持っている資源を有効に連携させる、そのマネジメントをするいわゆる地域支援コーディネーターさんの人件費をここで新たに雇用させていただいた中で見させていただいているというふうなところでございます。

主な歳出予算につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第15号、平成29年度笠置町介護保険特別会計予算の件について反対討論を行います。

国は、介護保険の給付から要支援の方を外し、地域でサービスを提供していく方向を進めています。当町でも、いわゆる新総合事業を進めるための議案が既に出されて可決され、予算計上もされております。本来の介護サービスから外れた方を受け皿として地域でサービスを提供していくという形であればいいのですが、そうではなくて、本来介護保険を受けられる方が締め出されて、地域の安上がりのサービスになっていくとすれば大変問題です。

国も、地域でやる事業に十分な財政支援を担保している状況と言えず、これまでの介護サービスと同水準あるいはそれ以上のサービスが本当に受けられるのか、サービス水準が下がらないのか、心配をされます。

そうした方向は問題であるとして、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、平成29年度笠置町介護保険特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第15号、平成29年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第16号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第16号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

この特別会計は京都府後期高齢者医療広域連合が制度運営しておりますので、町としての予算は、徴収した保険料及び療養給付費や低所得者の保険料軽減分に係ります負担金、共通事務費負担金の支出が骨格となります。

予算総額は、歳入歳出それぞれ6,553万2,000円を計上し、対前年度では479万1,000円の増額、7.9%の増加率となっております。

主な提案内容は、歳入では繰入金で対前年438万7,000円増額の4,369万4,000円を計上、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金で対前年486万

2, 000円増額の6, 454万1, 000円を計上しております。

29年度も、低所得者負担軽減策の拡充や京都府財政安定化基金の投入により保険料は増加抑制されている一方、療養給付費は対前年14.7%の上昇が見込まれております。制度の持続性を高める観点から所得割の軽減特例の見直しなどが実施されますが、より一層保険料収納率の向上、保険給付の適正化に努めてまいります。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

議案第16号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

提案理由にもございましたように、4ページ、5ページでもうその内容が一目瞭然だと思います。4ページのほうで繰入金、対前年438万7,000円増の4,369万4,000円、一般会計からの繰入金でございます。

それから、5ページで連合へ納める納付金が486万2,000円増の6,454万1,000円、これは、これから御説明申し上げますが、給付費の増というふうなことでございます。

まず、歳入でございますが、6ページで、暫定措置というのが特例軽減というのにございまして、持続可能性というところから見直しがかかります。それに伴いまして、本年度の保険料は対前年で48万円増の2,119万4,000円を見込んでいるところでございます。

3款繰入金では、2節保険基盤安定繰入金では若干増の792万円、それから今言いました療養給付費繰入金、これは給付費の約12分の1を繰り入れるわけでございますが、対前年而言えば424万9,000円増の3,362万7,000円計上というのが大きな特徴でございます。

歳出にまいります。

歳出は8ページで、特徴的なところにつきましては、療養給付費の増加に伴いまして連合へ納める納付金、2款の後期高齢者医療広域連合納付金、1項の後期高齢者医療広域連合納付金で対前年486万2,000円増の6,454万1,000円を計上している、これは主に療養給付費負担金が増加したものであるというようなことでございます。

それから、9ページにまいりまして、特徴的なところは特にございませんが、4款の保健事業費のほうで国保と連動いたしまして人間ドックの事業を継続してやらせていただい

るところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

8ページの後期高齢者医療広域連合納付金、先ほど説明がありましたように486万円、これ年々やはりふえていくんじゃないかと思うんですけれども、こういったことはいずれ、今よく言われています2025年問題、団塊の世代が75歳になれば、日本の国の今、人口を占めている多数の中でそういった問題というのは、広域連合の中で会議とか、将来的には2025年問題というのは何か議論されているんですか。もしされていたらちょっと教えていただきたいんですけれども。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

中期的、長期的にございます。中期的でいえば高齢者負担率というのがございまして、これは、ただ単に高齢者の比率ではなくて、この制度ができた20年の負担率を標準にして、そこからふえた分は後期高齢者だけじゃなしに若者のほうにも負担してもらおうという折半的な話、これの見直しが今後されるものかなと。それから、京都府の財政安定化基金の繰り入れ額の見直し、もっと追加要望というのが出てくるのかなというふうに思います。

医療費につきましては、もう国保と同様で、当然保険医療の範囲が大きくなれば先進医療の導入で必然的に2%から3%、毎年毎年上がってくるのはもうやむを得んものだと。それを今の限られた制度の中で持続性を保つためにいろんな特例の据え置き措置というのが、一部反対されている党もございますが、やむなしということの中でやられているというふうに承知してございます。

長期的には、これはちょっとまだ府のほうからはおりていないので、承知しておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 議案第16号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について反対討論を行います。

平成29年度からは、国が一定の所得の低い方に行っていました所得割の特例軽減を5割

軽減していましたが、それを縮小するということが既に決まっております、今後それをなくしていくという方向が進められています。

さらに、いわゆる一人一人がお支払いになる保険料、いわゆる均等割については、今のところ見送られていますけれども、これも、最大9割まで軽減されているものが本則の7割ほどに戻っていくという方向もずっと打ち出されています。

もともと後期高齢者医療は、75歳以上で区切りまして特別に手厚くしていこうということで制度を始めたという趣旨説明がずっとなされてきましたけれども、その実際は、ずっと保険料が引き上がってきたということです。

また、京都府の連合のほうでも、国に対しては特例軽減の存続を求める働きかけを何度かされていますけれども、結局、国が決めてしまえば府の独自の措置をすることはできないと、こういう状況になります。本当の意味で高齢者が安心して受けられる医療の充実を求めまして、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、議案第16号、平成29年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は3月22日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後5時45分